

令和4年9月8日（木曜）

議 事 日 程 第 3 号

令和4年9月8日（木曜）午前10時開議

第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○原亨議長 ただいまより本日の会議を開きます。

○原亨議長 日程第1「一般質問」を行います。

発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。

まず、日隈忍議員の発言を許します。日隈忍議員。

〔13番 日隈忍議員 登壇 拍手〕

○日隈忍議員 皆さん、おはようございます。自由民主党熊本市議団の日隈忍でございます。

今回、一般質問の機会をいただきましたこと、同僚議員の皆様にも心より感謝申し上げます。そして、平日の午前中、忙しいところにもかかわらず、傍聴に来ていただきました皆さん方に心より感謝申し上げます。また、コロナ感染症拡大防止のため、医療の最前線で奮闘される医療関係者の皆様にも心より感謝申し上げたいと思います。

それでは、早速、通告書に従って質問に入らせていただきます。

まず、通告1、地域防災力向上対策について、4点続けてお尋ねいたします。

今年も地球温暖化により暑い夏となり、全国的に35度を超える猛暑日が続きました。熱中症による救急搬送が多発し、熱中症警戒アラートが全国で運用されました。熊本でも33回、今年の夏は熱中症警戒アラートが発表されております。毎回続く異常な気象は、地球環境が確実に変化し、大規模自然災害のリスクが高まっていることを、多くの皆さんが実感しているのではないのでしょうか。

また、熊本地震から6年がたち、時間の経過とともに、地域では震災の記憶が少しずつ風化しているように感じております。しかし、天災は忘れた頃にやってくると言われるように、決して安心できない状況にあります。国の地震調査研究推進本部が示す地震の確率は、日奈久断層において、今後30年以内に最大値16%とされています。これは、九州で最も高い確率となっております。ちなみに、熊本地震発生前の布田川断層の発生確率は0.9%であったことから、16%の日奈久断層には、十分な警戒が必要ではないのでしょうか。

地震、風水害など大規模災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、地域防災力の整備が最も重要になると考えております。本市でも、地域と連携を取りながら、地域の防災力向上に努めていることは理解していますが、まだ解決すべき課題も多いの

ではないかと思っております。

まず、対策を急がなければならないことは、災害発生時に人的被害を最小限に抑えることではないでしょうか。熊本地震においては、家屋倒壊などが原因による直接死は4人でしたが、避難生活で持病が悪化して死期を早めたり、心と体に不調を来して自ら命を絶つなどの災害関連死が82人でした。熊本地震では直接死よりも圧倒的に災害関連死が多かった事実を深刻に受け止め、対策を急がなければなりません。

災害関連死を防止するためには、避難所の環境改善を急ぐとともに、避難弱者である高齢者、乳幼児、妊産婦などに特別な配慮と対応が必要と考えております。まず、熊本地震の経験を基に、高齢者、乳幼児、妊産婦など、災害弱者への対策と今後の課題を示してください。

続けて、2点目について質問いたします。

本市では、熊本地震の経験を踏まえて、大規模災害発生時に自助、共助の考えの下、町内会ごとに自主防災クラブの設置を進めています。大規模災害発生時の自主防災クラブの必要性、重要性は十分理解できますが、校区には防災連絡会、避難所運営委員会の設置も進んでいます。現在、町内別に自主防災クラブが設置されながら、校区ごとに防災連絡会、避難所運営委員会が設置されています。地域では、2つの防災組織の役割が不明確になっている現実があります。今後、町内ごとの自主防災クラブと校区ごとの防災連絡会、避難所運営委員会の連携をどのように進めるか、お示してください。

続けて、3点目の質問に移ってまいります。

本市では、平成30年から熊本地震の教訓を基に、地域の防災リーダー育成のために防災士養成講座を開設しています。防災士養成講座は、自治協議会などの地域団体の推薦が必要となりますが、これまでの申込み状況を示してください。

養成された防災士は、災害発生時だけでなく、普段の啓発活動、避難訓練など地域での活躍が期待されますが、養成された防災士に対しては、継続的な情報提供、地域防災活動への参加を促すなど、養成後の働きかけが重要ではないでしょうか。防災士養成本来の目的である地域防災活動への参加状況と、養成後の支援対策を示してください。

続けて、4点目について質問いたします。

指定避難所である小学校、中学校などには、防災倉庫が既に設置されていますが、高齢化が進む地域では、指定避難所である小学校、中学校への移動が困難な高齢者も多いため、徒歩圏内の公園や公民館などに水や食料品を備蓄する小規模防災倉庫の設置を独自に計画している町内会があるようです。

しかし、防災倉庫設置のためには、建築確認申請など多くの手続が必要であり、町内会の負担を減らしスムーズに設置するためには、町内会に対して支援が必要ではないかと考えます。指定避難場所以外の防災倉庫の設置状況と本市の防災倉庫設置支援の方針を示してください。

以上、1点目を健康福祉局長に、残る3点を政策局長に答弁をお願いいたします。

〔津田善幸健康福祉局長 登壇〕

○津田善幸健康福祉局長 私からは、1点目の災害弱者の方への対策と今後の課題についてお答えいたします。

熊本地震の際は、発災直後から保健師を中心として速やかに全ての指定避難所を巡回し、被災者の方の健康状態を把握するとともに、妊産婦など災害弱者の方への対応といたしまして、個別支援も実施いたしました。

とりわけ妊産婦の方や乳児に対しましては、各区役所から電話等で直接安否確認と状況把握を行い、必要に応じて医療機関や健康相談へつなぐなどの支援を行いました。また、幼児健診につきましても、発災後1か月以内の5月10日に再開し、こころのケアアンケート調査を実施し、専門機関を紹介するなど、母子の心理的ストレスの解消に努めたところでございます。

さらに、高齢者の方に対しましては、地域に根差した活動を展開しておられます高齢者支援センターささえりあ等と連携し、エコノミークラス症候群等についての指導や啓発を行ったところでございます。

指定避難所における避難者の中でも、特別な配慮が必要な災害弱者の方につきましては、福祉避難所や福祉子ども避難所につなぐ体制を整えており、今後、地域の関係機関ともさらなる連携強化を図ってまいります。

〔田中俊実政策局長 登壇〕

○田中俊実政策局長 地域防災組織については、議員御承知のとおり、自主防災クラブは地域住民の避難誘導や救出救護、避難所運営委員会は避難所の開設・運営、校区防災連絡会は校区内の防災活動の取りまとめや調整など、それぞれの役割を担っていただいております。

今後は、校区防災連絡会を中心に、自主防災クラブをはじめ、消防団、婦人会など様々な団体が出前講座や防災訓練等を合同で実施できる体制づくりを進めていくことで、役割分担の明確化と連携強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、防災士養成講座の申込み状況については、平成30年度は100名、令和元年度は83名、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い募集を中止、令和3年度も124名の申込みがありましたものの、まん延防止等重点措置の発令を受け、開催自体を中止したところでございます。

防災士の地域防災活動への参加状況については、防災訓練や啓発活動、避難所運営マニュアルづくりなどの際、約6割の方に参加いただいております。

また、養成後の支援につきましては、地域との関係を深め、防災リーダーとして活躍していただくことを目的に、今年度からフォローアップ研修に取り組むこととしております。

最後に、指定避難所以外の地域独自の防災倉庫については、地域の御判断により設置されておりますことから、全ては把握しておりませんが、設置の際は手続等がスム

ーズに進みますよう、必要な情報の提供などの支援を行ってまいりたいと考えております。

今後も地域防災組織における課題の解決と地域防災力の向上に向けまして、地域と一体となって取り組んでまいります。

〔13番 日隈忍議員 登壇〕

○日隈忍議員 答弁ありがとうございました。

災害弱者への対応を心配しておりましたが、細かく支援対策が整備されていることが確認できました。しかし、災害対策に完璧はありません。熊本地震では関連死82人という事実をしっかりと受け止め、災害関連死を減らすために、さらなる改善をお願いしたいと思います。

自主防災クラブと防災連絡会の連携については、地域での人材不足により、災害発生時に想定どおりに地域で有効に機能するか、非常に不安があります。今後、地域の実情に合った形で防災組織が機能するように検討を加えていただくことを要望したいと思います。

防災士は、これからの地域防災力を向上させるためのキーパーソン養成の重要な事業です。地域防災活動への参加が6割というのは、少し私は低いのではないかなと感じております。防災士養成の目的は防災リーダー養成ですが、時間の経過とともに防災士としての意識が低下する可能性がありますので、地域防災活動への参加を促すなど、継続した支援をお願いしたいと思います。

地域の防災倉庫については、設置状況を把握していないとの答弁でしたが、少なくとも設置場所は把握すべきではないでしょうか。設置時には建築基準法の法などの関係もあり、手続が専門的で複雑になりますので、関係する部署が連携して丁寧に対応するようにお願いしたいと思います。

また、今定例会では、防災基本条例の上程がされております。これを機に、市民、地域、市が一体となって、地域防災活動に取り組む体制の構築をお願いしたいと思います。

続きまして、通告2の豊かな地下水の恩恵を多くの市民が享受するためについての2点お尋ねいたします。

今年の4月に第4回アジア・太平洋水サミットが開催され、水問題に対する認識を深めると同時に、問題解決につながるきっかけとなり、本市の豊富な地下水の魅力をアジア、そして世界に発信する有意義な催しであったと思います。

豊かな地下水は熊本市民の誇りでもあり、まさに生命線であり、社会経済活動の源でもあります。この地下水を守り、市民においしい豊かな地下水を提供し続けることが、熊本市のこれからの発展にもつながっていくと思います。本市を訪問された方からは、ミネラルウォーターが蛇口から出ていると表現されるほど、本市の水道水は高い評価を受けています。

一方で、本市に長く住んでおられる市民でも、おいしい地下水を実感できない場合

もあります。その要因として給水方式があります。現在の給水方式は、受水槽を設置する貯水槽方式、配水管から水圧を利用した直結直圧方式、配水管から増圧ポンプを経由する直結増圧方式と3つの種類があります。多層階住宅の給水は、平成6年までは貯水槽方式で行われ、平成7年から直結直圧方式が開始されましたので、平成7年以前に建築された多層階のビルやマンションでは、貯水槽方式が残っていることになります。貯水槽方式では、地下水を一旦水槽にため、その後に給水するために、新鮮な地下水を実感することは難しくなる場合があります。

熊本市の安全でおいしい水を実感するためには、直結方式が必要であることから、上下水道局は積極的に直結方式の普及を推進しているようですが、貯水槽方式から直結方式の変更を具体的にどのように進めるのか、今後の方針を教えてください。

また、貯水槽10立法メートル以下の小規模貯水槽では、安全な水道水供給のために自主的な検査が必要です。熊本市上下水道サービス公社では、小規模貯水槽について無料診断が行われているようですが、その啓発状況と診断数をお知らせください。

続けて、2点目質問いたします。

平成7年以前に建設された3階以上の建物は、基本的に貯水槽方式での給水となっています。居住者に新鮮なおいしい水道水を供給するためには、貯水槽方式から直結送水への変更工事が必要となります。変更工事のためには基準がありますが、その基準の中で、直結直圧方式は3階までしか認めない基準があります。他都市では、水圧が基準以上であれば、特例として3階以上も直結方式を認める都市もあります。

熊本市の誇りである新鮮なおいしい水道水をできるだけ多くの市民が実感できるようにするためには、3階までの基準見直しも必要と考えますが、基準を設定した理由と今後の方針を示してください。

以上2点を上下水道事業管理者に答弁をお願いいたします。

〔田中陽礼上下水道事業管理者 登壇〕

○田中陽礼上下水道事業管理者 給水方式に関する御質問にお答えいたします。

まず、貯水槽方式から直結方式への変更に関する今後の具体的な方針についてでございます。

熊本市の安全で豊かな地下水の恩恵をより感じていただくため、本市では、小規模貯水槽水道をお使いの方に、直結給水方式への切替えを促進しております。具体的には、ホームページや窓口における上下水道のしおりによる広報、さらに熊本市上下水道サービス公社に委託し、小規模貯水槽診断時に直結方式への切替えを案内しているところでございます。今後、この取組をさらに進めてまいりますため、市政だよりや地域情報誌などの広報を強化してまいります。

小規模貯水槽無料診断の啓発状況と診断数についてでございますが、小規模貯水槽診断は衛生管理の向上を図りますため、熊本市域にある全ての小規模貯水槽の所有者、または施設管理者に対し、啓発パンフレットを郵送し周知に努めますとともに、小規模貯水槽の外観調査を行い、さらに希望される方には衛生管理に関する診断を行って

おります。

実施状況につきましては、毎年、約3,700件の所有者等に郵送を行い、そのうち約1,000件を対象として外観調査を行っております。令和3年度は、希望された88件に診断を実施したところでございます。

次に、直結直圧方式を3階までとした基準設定理由と今後の見直し方針についてでございます。

直結直圧方式につきましては、平成3年旧厚生省より、小規模貯水槽等による衛生問題の解消を図りますため、直結直圧方式への拡大について通知がなされました。このことを受け、本市では安定給水を最優先とし、市域全体の配水管において安定的な水圧が担保できる建物の回数を3階までと設定したものでございます。

直結直圧方式の建物の階数の拡大につきましては、本市は他都市と異なり、38か所の水源地と44配水系統を有する複雑な水運用となっており、加えて、水需要に応じた水圧の変化を把握する必要があるなど、お客様に対し安定的な給水を確保するには、慎重に検討する必要があると考えております。

そのため、今後、技術上の課題や水圧増による電力費等の増大、また既設貯水槽の改造によるお客様の費用負担などの影響も含め、必要な調査を進めてまいります。

〔13番 日隈忍議員 登壇〕

○日隈忍議員 答弁ありがとうございました。

上下水道サービス公社を通して、衛生問題が発生しないように無料診断を実施し、直結給水方式を推進されているということが分かりましたが、小規模貯水槽が3,700件もあり、この3,700件の多くは、残念ながら熊本市の安全でおいしい地下水を実感できない場合が多いのではないかと考えております。

給水方式変更には所有者にコストが発生しますので、所有者に変更することのメリットを十分に説明し、分かりやすい使用を提供し、直結給水方式への推進を進めていただきたいと思います。

直結直圧基準見直しについては、熊本市の水道水が地下水であるがゆえに、複雑な水運用が必要であり、安定供給を最優先するための基準であるということは理解できました。今後、安定供給最優先というのはもちろんですが、できるだけ多くの市民の皆さんにおいしい水道水供給のための技術開発と運用方法の検討も進めていただくようお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

通告3のプロスポーツチームの支援と球技専用施設の必要についてお尋ねいたします。

私は本市をホームとするプロサッカーチームのサポーターとして、かなり熱心に応援しております。年間のホームゲームは21試合ありますが、ホームゲームはほぼ欠かさずスタジアムに行って応援しております。スタジアムでは数千人のサポーターと一緒に熊本のチームを応援していると、生まれ育った熊本への郷土愛を一層強く感じる

ようになってきます。

このように、プロスポーツチームの活躍は青少年の健全育成、郷土への愛着心が深まり、地域コミュニティの醸成、経済活性化など、幾つもの意義があります。中でも、郷土愛に基づく地域コミュニティの醸成の意義は非常に大きいのではないかと、私は実感しております。地域活動を実践する立場として、地域での人間関係のつながりの希薄化を感じるがありますが、熊本のプロサッカーチームの活躍が共通の話題となり、地域コミュニティの活性化につながった経験が何度もあります。

プロスポーツチームの存在と活躍は、熊本市に大きな社会的効果、経済的効果を与えると考えますが、プロスポーツチームが本市に与える様々な効果の評価と支援の方針を示してください。

経済観光局長に答弁をお願いいたします。

〔田上聖子経済観光局長 登壇〕

○田上聖子経済観光局長 プロスポーツ競技が本市で開催され、多くの市民の皆様がトップレベルの競技をじかに観戦することは、競技力の向上や生涯スポーツの普及、振興、さらにはプロスポーツを活用した本市のPR効果にもつながるものと考えております。

本市に拠点を置くプロスポーツチームに対しては、市施設利用時の金銭的な支援をはじめ、SNSや市政だよりで情報を発信するなどの協力を行っているところであり、今後も引き続きプロスポーツを活用したスポーツの振興に取り組んでまいりたいと考えております。

〔13番 日隈忍議員 登壇〕

○日隈忍議員 答弁ありがとうございました。

答弁にありましたように、プロチームは市民の競技力の向上、本市のPR効果も期待できます。しかし、PR効果以上に経済面からの効果も期待できます。ゲームの観戦のために、数千人規模の交流人口の増加も期待できます。

さらに、プロスポーツチームは共通して地域密着型を標榜し、地域を愛する心を高め、人とのつながりを大事にして、他人とのつながりを疎遠にしないことなどを理念としています。これこそが本市のまちづくりにつながるのではないのでしょうか。今後とも各チームへの強力な支援をお願いしたいと思います。

続きまして、平成23年にスポーツ振興法が改正され、スポーツ基本法が制定されました。第2条に、オリンピック、パラリンピック、世界選手権など国際大会で優秀な成績を収めることができるように推進しなければならないことが明記されました。

現在、本市ではスポーツ施設ストック適正化計画を立案中とお聞きしております。この計画では、現状施設の分析、評価から、今後市民に提供する将来的なスポーツ施設の在り方までが検討されると思いますが、スポーツ基本法に基づく施設の整備をお願いしたいと思います。

時代の変遷とともに、スポーツの競技人口にも変更があり、今やサッカーと野球の

人口がほぼ同数と言われておりますが、本市にはサッカーやラグビーなどの国際試合やプロの試合に対応できる球技専用施設がありません。市内に、観客席を備え、芝が整備されたサッカー、ラグビーなどができる施設としては、水前寺陸上競技場、県民総合運動公園陸上競技場がありますが、これらは本来、陸上競技用の施設であり、サッカー、ラグビーを行う施設として建設されたものではありません。

3年前に、ラグビーワールドカップが県民総合運動公園陸上競技場で盛大に開催されました。私も観戦し、世界レベルの試合に感動しましたが、そのとき感じたのは、観客席からフィールドまでが非常に遠いということでした。球技専用施設で、もっと近くで観戦できたら、感動は何倍にもなったのではないかと強く感じたところでもありました。

皆様御存じのように、熊本をホームとするプロサッカーチーム、ロアッソ熊本は、今季J2に復帰したばかりですが、国内最高レベルのJ1昇格に手が届く、今、すばらしい成績を残しております。今こそ、サッカー、ラグビーの国際試合に対応でき、プロチームも使える球技専用施設が必要な時期ではないでしょうか。

建設のためには、資金は必要となりますが、様々な方式で民間資金を活用することで、地域経済の活性化も期待できます。球技専用施設の必要についてどう考えるか、お示してください。

大西市長に答弁をお願いいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 新たな球技専用施設につきましては、スポーツに限らず、コンサートなどのイベントや災害時の避難所としての活用も期待されますことから、地域のにぎわいの創出や雇用の創出、大きな経済効果も期待されるところです。

一方で、その整備にはやはり多くの初期費用や維持管理費用を要しますことから、民間活力によります多様な事業方式や資金調達方式を活用していくことが必要であると考えております。

現在、県内のプロスポーツチームの活動拠点は、県有施設でありますことから、熊本県や近隣市町村とも十分に協議を行いながら、中長期的な課題として研究を進めてまいりたいと考えております。

〔13番 日隈忍議員 登壇〕

○日隈忍議員 大西市長、答弁ありがとうございました。

私は今の市長の答弁を前向きに捉え、明るい将来が見えてきたと理解したいと思えます。

答弁にもありましたように、現在の多くの球技専用スタジアムは、単なるスポーツ施設ではなく、地域経済の活性化を図りながら、公共性を備え、地域に貢献することが求められています。これまでのスポーツ施設は、採算性は重視されず、建設から運営、管理まで行政が行い、稼働率が低く採算が取れない場合は行政が負担を負う、このような施設は時代に合わない施設として位置づけされております。

今後建設されるスポーツ施設は、商業ベースで収支が成立することが前提になります。既に長崎市、広島市などでは、民間資金を活用した形で建設が進んでおります。他の都市との競争ではありませんが、熊本でも熊本市、県、周辺市町村、そして企業、連携して、スポーツ振興と経済活力の活性化が期待できるこの計画が具体化することを要望いたします。

続きまして、通告4の検診受診率、検査精度向上対策について、3点続けてお尋ねいたします。

私は、健康づくりが全ての市民の最も大事な基礎であると考え、毎回、健康づくりに関する質問を準備してきましたが、今回は受診率と検査制度についての質問させていただきます。

御存じのように、がんは平均寿命まで生きたとすると、統計的には2人に1人ががんにかかります。運よくがんにかからなくても、パートナー、また親などを含めると、ほとんどの人ががんに関わらなくてはなりません。それほどがんは身近な病気ということになっております。そのために、全国の市町村で公共政策として、早期発見につなげるためのがん検診が実施されています。

がんで亡くなる市民を一人でも減らしていくためには、がん検診を受診しやすい環境を地道に積み上げる努力を行うことが重要ではないかと考えています。現在行われている校区を検診バスで回る集団検診は、受診率の減少傾向が続いています。しかし、1回で全てのがん検診や特定検診が受診できる人間ドックは、受診者が増加し、検診機関の人間ドックは予約が半年待ちになるほど人気があります。

現在、本市で実施されているがん検診と特定検診が同時に受診できる人間ドック方式は、限られた時期に、限られた場所でしか実施されておりません。希望する市民がいつでも身近な場所で全ての検診を1回で受診できる人間ドック方式の検診体制を早急に導入すべきではないかと考えます。人間ドック方式の検診に対する取組状況と今後の方針を示してください。

続けて、2点目質問いたします。

がん検診の受診率を上げるためには、市民のニーズに合うように、検査の方法を見直すことも必要になってまいります。これまでも、胃がん検診が胃透視に加え胃内視鏡検査が導入されたことにより、新たな受診者が増加し、早期発見にもつながっております。日々進歩する医療技術を導入することで、市民の信頼性も上がり、受診者の増加にもつながるのではないのでしょうか。

子宮がん検診は、年ごとに受診者が増加し、市民の関心も徐々に高まっているように感じます。子宮がん検診は細胞を採取し、その細胞を検査することになりますが、細胞の検査方法としては、これまでの従来法だけでなく、近年は液状検体法という検査も認められております。

子宮頸がんは20代、30代の若い世代でのがんや前がん病変の発見が多い傾向が見られます。これから出産を迎える若い世代のがんや前がん病変の検体不良による見逃し

を、限りなくゼロにしなければなりません。そのためには、検体不良による見逃しの可能性が従来法と比べ低い検査と評価される液状検体法を、選択できるようにすべきではないかと考えます。

液状検体法導入に関する考えを示してください。

続けて、3点目について質問いたします。

本市が検査料金の一部を助成する公共政策としての検診は、特定検診と5つのがん検診、胃がんリスク検査が実施されております。5つのがん検診は、対策型検診として、がん死亡率を減少させることが目的ですが、植木、富合、城南の集団検診では、本人の希望により、前立腺がん検診、超音波検診、骨粗鬆症検査が選択できるようになっております。この検査は任意型検診として、がん死亡率減少を目的としない検査となります。

中でも、超音波検査は痛みのない検査で、肝臓、腎臓など多くの臓器を検査できるために有用性が高く、評価されております。そのため、検査費用は全額自己負担にもかかわらず、集団検診で多くの市民が受診をしています。また、県内の多くでも実施され、協会けんぽの付加検診にも導入されています。

受診しやすく、生活習慣病のチェック検査として有効である超音波検査を、全額自己負担でも、オプション検査として受診機会を拡大すべきではないでしょうか。超音波検査に対する評価と今後の方針を示してください。

以上3点を健康福祉局長に答弁をお願いいたします。

〔津田善幸健康福祉局長 登壇〕

○津田善幸健康福祉局長 3点の御質問に順次お答えいたします。

まず、人間ドック方式の検診でございますが、本市では、これまで各校区を検診車が巡回する集団検診を中心にがん検診を実施しており、特に肺がん検診は個別検診を実施しておらず、集団検診のみの実施でございました。

このような中、コロナ禍による受診控えや集団検診を一時中断した影響により、令和2年度の肺がん検診の受診者数は、前年比で約2割減少しましたことから、今年度から、受診率向上が期待できる肺がん検診個別検診を導入することといたしました。

がん検診と特定検診の同時受診は、受診率の向上と市民の皆様の利便性向上に有効であると考えておきまして、近年は、集団検診の際に、がん検診と特定検診を同時に受診できるよう取り組んできたところでございます。

肺がん個別検診の開始により、全てのがん検診で個別検診が受診できる体制が整い、市民の皆様が身近なかかりつけ医の下で、いつでもがん検診と特定検診をセットで受診できる環境が整いますことから、検診機関の御協力いただきながら、引き続き受診率の向上に取り組んでまいります。

次に、子宮頸がん検診における液状検体法導入についてでございますが、国は子宮頸がん検診における細胞診の検査方法を従来法と液状検体法、いわゆるLBC法の2種類を推奨しているところでございます。

2020年3月に、国立がん研究センターと社会と健康研究センターが公表した、有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン更新版によりますと、議員御指摘のとおり、LBC法は従来法に比べると、適正検体の作製に優れた方法であるとされております。しかしながら、このガイドラインには、従来法、LBC法ともに、採取器具の進歩などにより、細胞診の不適正検体の割合は改善しているとされており、双方ともに検査精度が最も高いグレードAに位置づけられておりますことから、本市の検診機関では、いずれかの方法により検査を行っているところでございます。

本市としましては、今後もこの2種類の検査方法を継続していく考えでございまして、国や他都市の動向も注視しながら、検査方法などについては引き続き研究してまいります。

最後に、腹部超音波検査は、肝臓、胆のう、膵臓、腎臓などのがんやその他の疾患の発見が可能であり、放射線による被曝や痛みもなく、一般診療のみならず、任意型検診にも広く用いられており、有用性が高いと言われております。

本市では、国が推奨する5つのがん検診を実施しているところでございまして、議員御案内のとおり、旧合併町における集団検診の際に、検診機関の独自検診として、腹部超音波検査や前立腺がん検診などが実施されているところでございます。

腹部超音波検査につきましては、受診希望の方も多いため、がん検診と特定検診との同時受診による相乗効果により、受診者の増加も期待できるのではないかと考えているところでございます。このため、今年度から、協会けんぽが被扶養者を対象として実施する特定検診の際に、本市のがん検診も実施する予定としておりまして、この検診の際に、腹部超音波検査も実施していただくこととしております。

引き続き、検診機関と連携を図りながら、集団検診の際に、腹部超音波検査などを受診できる環境を整備してまいります。

〔13番 日隈忍議員 登壇〕

○日隈忍議員 答弁ありがとうございました。

これまで特定検診、がん検診の受診率が上がらない中でのコロナ感染症拡大により、受診控えで非常に厳しい状況にあると思います。私は30年以上にわたり、がん検診に直接携わり、受診率向上を目指してきましたが、私の経験からすると、受診率向上にこれという決め手はないと考えております。ただひたすら地道に市民の皆さんの利便性を向上させ、受診しやすい環境を整備し、新しい検査技術を導入し、市民のがん検診、特定検診に対する信頼度を上げることが、受診率向上につながるのではないかと考えております。

今回の人間ドック方式への検診の取組、液状検体法の導入、腹部超音波検査受診機会の拡大を実施することは、市民にとっての利便性向上、そして信頼度向上につながると思いますので、対応の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の質問に移ります。

改正高齢者雇用安定法の対応と地域支援対策についてお尋ねいたします。

改正高齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されました。最も大きな改正点は70歳までの就業確保です。これまで高齢者雇用安定法では、65歳までの雇用確保は義務づけられ、熊本市でも段階的な定年の延長で対応されております。改正法では、70歳までの就業確保は努力義務とされておりますが、民間企業では、人手不足、技術継承などの課題解決のために、定年制そのものの廃止を含め、65歳以上の高齢者の雇用確保の取組が進んでいます。

高齢者が元気で働く環境が整備されつつあることは、よいことでもあります。一方で、70歳まで働く高齢者の就業率が高くなったことが、地域活動に大きな影響を与えております。これまで自治会活動に参加する多くの方が、65歳の定年後に自治会活動に参加し、そして地域を支える役目を果たしていただいております。

しかし、現在は70歳まで働く方が増加したことにより、70歳を過ぎて地域活動へ参加することをちゅうちょされる方が多くなってきました。地域では、高齢者の数は増加しましたが、自治会活動などを担う人材が不足する深刻な状況になっております。私の校区でも、このまま人材不足が続けば、10年後は自治会活動の継続が困難になるのではないかと、不安を持ちながら活動しております。

自治会活動が停止すると、これまで地域が担ってきた地域コミュニティの維持や多くの地域活動ができなくなり、最終的には地域の子供たち、高齢者などの社会的弱者にそのしわ寄せが来る可能性があります。それほどに地域活動が深刻な状況にあります。このような地域を支援するために、地域担当職員が配置され、地域担当職員の活動は高く評価されていますが、地域活動を担う人材不足は解決されておられません。現状では、新たな行政の地域支援策が必要ではないかと考えております。

熊本市でも、将来的には改正高齢者雇用安定法に沿って定年が延長され、70歳までの雇用確保が求められ、高齢者の働く環境を整える必要が出てきます。その際、市職員の皆さんの公務員としてのキャリアは、地域活動の中で貴重な戦力となります。市職員としてのキャリアを地域に還元することで、働くことのモチベーションにもつながります。

大西市長がまちづくりの原点と位置づける地域主義の下、熊本市の特性でもある活発な地域コミュニティの維持、活性化にもつながるのではないのでしょうか。これまでの地域担当職員の活動の評価、検証とともに、今後の地域支援対策を検討すべき時期と考えます。大西市長のお考えをお示しください。

大西市長に答弁をお願いいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 まず、これまでの地域担当職員の活動の評価であります。地域担当職員の配置後3年を経過した令和2年度に、自治会長へのアンケート調査を行ったところ。約9割の会長の皆様から、まちづくりの取組を一緒に行っている、困り事を相談したなど、地域担当職員と何らかの関わりがあると御回答いただいたことなどから、地域担当職員は地域との良好な関係をつくり信頼を得ていると、一定の評価を

いただいていると考えております。

今後は、大学や企業等と地域をつなげるといった新たな取組を提案できる職員も育成をしていくことで、地域活動のさらなる支援につなげてまいりたいと考えております。

次に、市職員によります地域支援につきましては、私は日頃から積極的に地域に入り込むことを職員に勧めておりまして、現在も多くの職員が自主的に地域活動に参加しているところです。今後とも地域主義の実践のため、職員へ積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

さらに、議員御指摘の自治会活動における高齢化の進展や担い手不足の問題は、切実なものがあると認識しておりまして、私自身も大変強い危機感を持っているところです。今後とも、若い世代に対する自治会活動の周知や自治会役員の負担軽減、地域担当職員の充実等、持続可能な自治会活動に向けた様々な支援策についても、検討、実施をしてまいりたいと考えております。

〔13番 日隈忍議員 登壇〕

○日隈忍議員 大西市長、御答弁ありがとうございます。

答弁にもありましたが、地域担当職員の活動は、地域と行政をつなぐパイプ役として、そして相談役として、非常に高く評価しております。土曜、日曜、夜間にかかわらず、地域事情に合わせて多く対応してくれております。引き続き、地域担当職員の支援活動を期待したいと思っております。

また、答弁には、多くの市職員が自主的に地域活動に参加しているとの答弁でしたが、地域活動が低下する現状を支えるために、市職員の地域活動へのさらなる積極的な参加をお願いしたいと思います。

地域の人材不足は依然として解決されず、より深刻になっています。この状況では、10年後にはさらに深刻な状況に陥るのではないかと考えております。10年後に地域活動崩壊の事態を招くことがないように、地域と連携して、支援策の検討をお願いしたいと思います。

今回の改正法は公務員には適用されませんが、将来は公務員も70歳定年となることが予想されます。人材不足の解消対策とともに、市職員の皆さんの定年延長後の地域活動の支援の在り方についても、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

以上で、今回準備しました質問は終わりました。1期目の任期も残すところ半年ほどになりましたが、これからも市民の声、そして地域の声を市政に届けるために全力を尽くしてまいります。御答弁いただきました市長をはじめ、執行部の皆さん、ありがとうございます。そして、お忙しい中、傍聴に来ていただいた皆様、ありがとうございました。感謝申し上げます。そして、インターネットで御覧いただいた皆様にも感謝を申し上げたいと思います。長時間お付き合いいただき、大変ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○原亨議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時10分に再開いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

○原亨議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○原亨議長 一般質問を続行いたします。

那須円議員の発言を許します。那須円議員。

〔36番 那須円議員 登壇 拍手〕

○那須円議員 皆さん、こんにちは。日本共産党熊本市議団の那須円です。

2年半にわたるコロナ禍、さらには円安等による物価高騰により、市民の暮らし、営業は大変厳しい状況に置かれています。実態をしっかりとつかみ、市として何をなすべきなのか、順次質問をしてみたいです。

まず初めは、新型コロナウイルス感染症関連についてです。

7月からの第7波では、これまでとは比べものにならないほどの爆発的な感染が起こり、医療機関や高齢者施設をはじめ、クラスターも多く発生している状況です。死亡者も7月からの2か月で87名に上っている状況で、弱毒との見方もありますが、感染者が増えれば、当然死亡に至るケースが増え、これまで以上の命が失われていることは、大変深刻な事態として受け止めなければならないと思います。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置など具体的な行動制限が行われない中で、依然高い水準にある感染者への対応や逼迫する医療機関、保健所体制など、課題は山積しています。

こうした中で、市民の健康と命を守るためになすべきことは、早期の検査、診療、治療や療養が適切に行われることだと考えます。今、全国的に発熱外来の逼迫が大きな問題となっています。熊本県医師会が行った緊急アンケートにおいても、約3割の医療機関が、検査希望の患者が多く断らざるを得ない状況と回答しているように、症状が発生しても、必要なときに発熱外来を受けることができないというケースが生まれています。

私は質問を準備するに当たり、世田谷区で行っているオンライン診療の導入など提案する予定でありましたが、既に8月19日より、有症状者に対する検査キットの協力薬局による配布、そして自己検査、陽性者登録を行うなどの取組が始まっています。また、夜間にはオンラインによる診療が行われ、薬剤が届けられるなど、取組が始まっています。

こうした対応については大いに評価できますが、私自身、コロナに罹患し、家族全員が罹患したこともあって、発熱や気だるさなど体調の不調に加えて、生活相談などのスケジュールの調整、そして家事、本当にばたばた、あたふたしながら、発熱から

陽性確定、療養まで、こうしたオンラインのサービス等に、こうした情報にたどり着くことなく苦勞いたしました。また、自家用車がない方からは、療養中、発熱をした際に、薬を処方してほしいが、タクシーもバスも使えないので、オンラインで診療、薬の処方をしてほしいなどの声が寄せられました。

そこでお尋ねいたします。

市が行っている有症者への検査キットの配布について、さらなる周知徹底を行うこと、またオンライン診療については、夜間に限らず、必要なときに診療が受けられるよう、例えば土日の昼間などへの拡張なども含め、進めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

2点目は、高齢者施設などクラスター対策についてです。

検査の頻度を上げることなど、これまでも求めてきたところですが、8月から入所施設については週2回、通所施設については週1回の抗原検査が行われております。しかし、なおクラスターの発生が続いている中で、できる対策は可能な限り全て行うということが必要だと思います。

そこでお尋ねいたします。

高齢者施設や障がい者施設などで働く方に対し、希望する施設には、一般的な不織布マスクより感染予防効果が強いN95マスクの配布を行うなど、さらなる対策を講じる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

3点目は、保健所体制の強化と疫学調査の充実についてです。

濃厚接触者の特定などを行う疫学調査については、国からの通知、これには感染者が急増しており、保健所業務の状況や社会経済活動への影響を踏まえ、教育機関への疫学調査は自治体の裁量に委ねるとした内容となっておりますが、こうした通知を受け、本市では2022年4月12日より、福祉・医療分野に重点化するという方針の下で、これまで行ってきた教育施設への疫学調査が対象から外れました。しかし、現在の感染状況を見ても、20代未満の感染者も多く発生し、いよいよ学校が始まった9月以降において、学校での感染も大いに懸念されます。また、子供の感染から家族の感染に広がる事例も少なくありません。

大西市長は、令和3年4回定例会の予算決算委員会において、保健所の人員強化について、コロナウイルス感染症対応の検証等を踏まえながら、引き続き計画的な採用を行ってまいりたいと答弁されました。本年度は兼務の人員を大幅に引き上げるなど、コロナへの対応が図られたものの、陽性者の増大に伴い、疫学調査の範囲を縮小せざるを得ない、今、指摘した事態も起こっています。

そこでお尋ねいたします。

保健所の体制強化を行い、従来のように教育施設においても疫学調査を重点的に行っていくことが大切だと思いますが、いかがでしょうか。

以上、新型コロナ対応については健康福祉局長に、保健所体制については総務局長にお尋ねいたします。

〔津田善幸健康福祉局長 登壇〕

○津田善幸健康福祉局長 新型コロナウイルス感染症に関する御質問に順次お答えいたします。

まず、発熱外来の逼迫の解消に向けてでございますが、国から配布された抗原定性検査キットを活用し、市内の診療・検査医療機関等に対して緊急配布を行うとともに、市内の協力薬局を通じて、重症化リスクの低い16歳から65歳未満の症状のある方に対して、直接配布を行っているところでございます。

症状のある方への検査キット配布につきましては、市ホームページや毎日2回の市公式LINEでのお知らせに加え、発熱者専用ダイヤルに御相談いただいた方につきましても御案内しているところでございまして、引き続き、工夫を行いながら周知に努めてまいります。

次に、夜間のオンライン診療体制でございますが、自宅療養中の方が夜間症状が悪化した際に、適切な医療につなげるために設置を行ったところでございます。日中におきましては、まずはかかりつけ医や検査を受けた医療機関に御相談いただき、受診が難しい場合は保健所に御相談いただくと、このように必要な支援を行っているところでございます。

次に、クラスター対策でございますが、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおきまして、オミクロン株のエアロゾル対策への対応につきましても、換気の重要性が再認識されたところでございまして、国におきましても、基本的な感染対策に加え、効果的な換気の徹底について呼びかけが行われております。

また、マスクの着用につきましては、医療や介護の場面におきまして、日常的な感染対策としましては、サージカルマスクの着用を基本とし、入所者の口腔ケアなど感染リスクが高い処置を行う際には、N95マスクの使用が推奨されているところでございます。

本市のクラスター対策につきましても、オミクロン株の特徴を踏まえ、このような科学的知見に基づき、施設等に対しましては、換気の徹底について助言を行うとともに、場面に応じた複数の感染対策を効果的に実施できるよう働きかけてまいります。

最後に、疫学調査についてでございますが、オミクロン株につきましては、入院や重症化のリスクが相対的に下がる一方で、高齢者の方は若年層に比べて重症化リスクが高く、感染が拡大することで医療提供体制の逼迫につながります。こうしたことから、積極的疫学調査につきましては、国からの通知を踏まえ、高齢者等の重症化リスクが高い方の命と健康を守るため、医療機関や高齢者施設等に重点化して取り組んでいるところでございまして、引き続き、感染状況やウイルスの特徴等を踏まえ、適切に行ってまいります。

〔宮崎裕章総務局長 登壇〕

○宮崎裕章総務局長 私からは、保健所の人員配置についてお答え申し上げます。

人員配置につきましては、各所属の御要望を踏まえ、適正な配置に努めているとこ

ろでございまして、保健所についても、所属の要望に基づき専門職の配置等を行ってきたところではございますが、今年度におきましては、結果的に前年並みの配置ができない状況となったところではございます。今後、来年度に向けまして、保健所の各所属と協議をしながら、適切な人員配置に努めてまいります。

〔36番 那須円議員 登壇〕

○那須円議員 医療従事者の方々はもちろんですが、保健所で働く職員の皆さんの尽力に対しては、改めて感謝をしているところです。

発熱外来の逼迫は、クリニックなど規模の小さな医療機関では本当に深刻です。土日でもオンコール携帯などに受診相談が殺到している、すぐに受診することが望ましいが4日先に予約を入れることもある、つまり先ほど答弁でありました専用ダイヤルにつながる前に、つながらずに、熱が出て4日後しか発熱外来を受けられないという方もいらっしゃいます。受付ができる相談の5倍以上の方について断らざるを得ない状況、こうした現場の声も聞いてまいりました。

検査キットを届ける取組については、さらなる周知をお願いいたします。

また、高齢者施設について、当然、食事介助など感染のリスクが高い業務を、現場の労働者は負っています。換気の徹底をしつつも、これだけのクラスターが発生していることを鑑みて、より徹底した感染防止対策に取り組めるよう、支援を強めていただきたいと思います。

疫学調査については、高齢者等の重症化リスクの方への対応が必要ということで、重点化しているとの答弁でした。疫学調査の対象から外れた教育分野については、子供が濃厚接触者であることも分からないまま、学校で過ごしたり、家庭等で過ごすわけですから、家族への感染に広がる危険もあります。子供の命を守るとともに、感染拡大防止の徹底のために、教育分野での疫学調査の実施再開を要望し、次の質問に移ります。

通告の項目2番目は、ちょっと順序を少し入れ替えて質問いたします。

物価高騰から市民の生活をどう守っていくのか、また、暮らしのみならず、この後尋ねる空き店舗問題も含めて、市内業者の営業に関わってくる深刻な課題であると考えます。物価高騰は世界の多くの国で起こっていますが、主要な先進国では賃金が増えている中で物価高騰であることに對し、日本は実質賃金が減少している中で物価高騰が起こるといふ、他国に例を見ない深刻な状況であることを指摘しなければなりません。

私は大きくいって、2つの対策が必要だと考えています。当たり前のことでありますけれども、1つは高騰した物価を引き下げること、そして物価高に耐えることができる賃金や所得を保障していくことだと考えます。

まず、1つ目の高騰した物価を引き下げのために、あらゆる分野や市民に対しても、真に効果がある方法として、消費税の減税についての効果や必要性、そしてまた、複

数税率が導入される中、いよいよ1年後に実施が予定されているインボイス制度についてお尋ねいたします。

まず、インボイス制度についてですが、現在の免税業者は、制度導入により、インボイス発行のために免税が外れるために新たな課税を課せられるか、インボイスを発行しないために取引から除外されるなど、深刻な影響が予想されます。

そこで、財政局長にお尋ねいたしますが、インボイスが導入されれば、市内のどれほどの業者に影響し、その影響の度合いがどのようになるのか、把握されていますでしょうか。答弁をお願いいたします。

〔三島健一財政局長 登壇〕

○三島健一財政局長 インボイス制度の導入によって、免税事業者がインボイス発行业者として登録されるかどうかにつきましては、事業者の個々の取引状況等によって左右されますため、把握することは困難でございますが、国において、事業者への支援や周知、広報が行われているものと承知しております。

〔36番 那須円議員 登壇〕

○那須円議員 インボイスの影響については、把握することは困難という答弁でした。つまり、どれほどの業者に関係してくるのか、地域経済にどれほどの影響を与えるのか、現時点では不明であり、深刻な状況を及ぼすことを否定できる根拠がないということが大変重大なことだと思っています。

そこで、次に消費税減税について、大西市長の認識をお尋ねいたします。

財務省が今年1月1日発表した法人企業統計によると、大企業の内部留保、ため込んだ留保金は2021年度末で484.3兆円となり、前年度末と比べて17.5兆円増えました。コロナ禍に加え、年明け以降は円安の加速で物価が急上昇し、中小企業や国民生活は打撃を受ける一方で、輸出大企業を中心に円安の恩恵を受け、経常利益が過去最高を更新、先ほど述べたように内部留保も増加しております。

私たち日本共産党は、行き過ぎた大企業や資産家への減税政策を正して、もうけにふさわしく課税を行うことで、社会保障の財源に穴を開けない対案を持って、消費税の5%への減税を提案しています。物価高騰に対し、今年7月の段階で、世界では91か国が消費税や付加価値税を減税し、国民の生活を支えている状況です。消費税減税により、全ての市民に対し、物価高騰を抑制する効果を得ることができますし、複数税率の中で導入が検討されているインボイス制度の導入も見送ることができます。

そこで、大西市長にお尋ねいたします。

消費税減税について、市長はどのような認識を持っていますでしょうか。そして、国に対して要望していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

大西市長の答弁をお願いいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 消費税は、社会保障の安定財源として重要なものであると承知しております。御指摘の税率変更には、このような消費税の位置づけを踏まえた慎重な検

討が必要であると考えております。その取扱いについては、国において適切に判断されるべき問題と考えております。

〔36番 那須円議員 登壇〕

○那須円議員 国の判断であるとの答弁でありました。消費税が社会保障の安定財源であるとも答弁で触れられました。

消費税を下げれば、社会保障の財源に穴を開けることになるとの意見もありますが、穴を塞ぐ方法は先ほど申しましたように、減税の恩恵を受け、経常利益を増やす、内部留保を増やしている大企業や、株の売買で得られた利益にかかる税率が低いままで資産を増やし続けている資産家への適正化税で、穴は塞がります。

国の政策に関わることでありますけれども、市民の暮らしや営業を守るためにどうすべきか、また他国で実施しているような、今回の消費税減税の提案についても、市としてもしっかりと検討し、国に声を上げていただきたい、強く要望し、次の市独自の支援についてお尋ねいたします。

今年6月議会予算決算委員会において、上野市議より、食材費や燃料高騰に対する市独自の支援について質疑がありました。その際に、京都市では高齢者・障がい者施設を対象に、1食12円の食材費高騰分への補助、相模原市では農家に対する肥料や畜産飼料への助成、神戸市では堆肥・燃料価格への補填、千葉市では農家への肥料への助成を行っていることなども紹介しながら、市独自の支援策を求めました。

大西市長は、国・県の動向や重油・肥料等の価格推移を注視しながら、今後局面に応じて本市独自の支援策を検討するなど、農業者への経営安定を図ってまいりたいと考えている、また、市長は、事業者への影響やニーズを丁寧に把握した上で、国に対して必要な財源支援を要望し、財源を確保しながら、より効果的な支援策を検討してまいりたいと答弁されています。

あれから3か月が経過いたしました。現場の実態はどうなっているのか、改めて生の声を聞きましたところ、例えば城南町の農家の方からは、物価高騰の中で肥料の値段、そしてビニールハウスのビニールの値段、農薬薬剤の値段など、軒並み値上がりする中で、一方で出荷価格は上がらずに非常に厳しい状況であること、また、こうした負担増の中で、直接負担を軽減できる補助制度が一つもないことを嘆かれておりました。

そこでお尋ねいたします。

物価高騰による市内業者の経営状況をどのように具体的に把握するために、どのような取組を行ったのでしょうか。そして、そこで明らかになった状況を具体的に説明してください。

また、廃業や閉店に追い込まれた業者の数、そのうち、物価高騰が原因であったものがどれほどあるのでしょうか。そして、市独自の支援策を何か具体化したのでしょうか。

大西市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 市内事業者の経営に対する物価高騰の影響につきましては、中小企業活性化会議におきまして経済団体等から状況を伺いますとともに、企業の業況判断調査を行うなど、様々な方法で把握をしております。

直近の業況判断調査速報によりますと、原料等の価格高騰が経営に影響を与えていると回答した事業者は、全産業で約9割、食料品以外の製造業や建設業、卸売業では10割となっており、非常に厳しい状況にあると認識しております。

また、民間調査会社によりますと、負債1,000万円以上の市内企業の倒産件数は、本年4月から7月までの累計で11件、そのうち10件が販売不振を理由とした倒産でありまして、前年同期の6件と比べて大幅に増加している状況であります。

農業分野におきましても、本年8月に国の肥料高騰対策の内容が公表されるなど、農業者に対する支援策の全体像が明らかとなる中、特に輸入飼料価格の動向が懸念される畜産経営に対しまして、「市長とドンドン語ろう！畜産編」を8月23日に開催いたしましたところ、輸入飼料の高騰が非常に深刻であるとの現場の切実な声をいただいたところです。

現在、物価高騰に対する経済対策として、創業者などの制度融資利用者に対する信用保証料の補給をはじめ、プレミアム付商品券発行等の消費喚起やインターネット通販によります販路開拓支援等を着実に進めているところであり、今議会においても、農漁業者が借り入れた融資に対して利子補給等を行う助成措置に係る補正予算を計上しているところです。

今後も引き続き、市内企業への物価高騰・原油高の影響を最小限にとどめるよう、近日中にも発表される国の経済対策を見据えながら、各分野においてさらなる支援を検討してまいります。

〔36番 那須円議員 登壇〕

○那須円議員 「市長とドンドン語ろう！」などで深刻な声を聞かれたとのことでありました。現場の農家の方はどのような支援策を望まれていたのでしょうか。

今答弁された信用保証料の利子補給、そしてプレミアム付商品券、通販による販路開拓支援など、取組をされていることは大事だと思います。しかし、今、本当に必要とされていることは、肥料や飼料、食材の高騰で増加している負担の軽減であると、私は実際の声聞いて回って感じていることであります。国の経済対策を見据えることも大事ですが、他の政令指定都市で実施している独自の支援策を、スピード感を持って熊本市でも取り組んでいただきたい。そのことを強く述べまして、次の空き店舗問題についてお尋ねいたします。

熊本市が3か月に一度実施している中心市街地の空き店舗調査では、今年8月の時点で空き店舗は582件に上り、コロナ禍の2019年以降の調査において最大の空き店舗数となっています。現在、熊本市において、緊急空き店舗対策事業費補助金を実施されていることは承知しております。もちろん、空き店舗をどのように埋めていくのか、

どう出店を増やしていくのかという取組も重要であります。コロナ禍、そして物価高騰の中で、なぜここまで空き店舗が増加したのか、つまりは撤退や廃業に至ってしまったのか、その要因を分析し、空き店舗そのものがこれ以上増えないような、適切な支援を行っていくことが何より大切だと考えます。

そこでお尋ねいたしますが、空き店舗が過去最高となった要因をどのように分析していますか。分析の手法やその結果を具体的にお示しください。

私自身も業者への聞き取りを行ってききましたが、コロナ禍、物価高騰の中で人件費、家賃、光熱費など固定費の負担が大変という意見が多く出てまいりました。借入れも検討したけれども、返済のめどが立たない中で断念したという声もありました。今必要な支援は、事業者が最も苦慮している固定費への補助だと考えますが、市としての支援を実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

経済観光局長にお尋ねいたします。

〔田上聖子経済観光局長 登壇〕

○田上聖子経済観光局長 中心市街地における空き店舗の現状は、議員御指摘のとおり、本年8月の調査では過去最多となる582件に達し、要因分析に当たっては不動産管理会社等へのヒアリングを行っております。ヒアリングでは、感染収束が見込めず、来街者も減少する中、集客や売上げの回復に不安を抱える店舗経営者や新規出店のタイミングを見計らっている起業者が多いというお声をいただいております。

来街者の減少を裏づけるデータとして、商店街での歩行者通行量調査においても、感染拡大の前後を比較すると、2割から5割程度の減少値を推移している状況にあります。

これらのことから、中心市街地における長期にわたる人流の減少が、マーケットとしての魅力や店舗継続、新規出店へのマインドの低下につながる要因になっているものと分析しております。

空き店舗対策といたしましては、新規出店を促すために、改装費に加え家賃についても補助対象としております。また、既存店舗の事業継続に資金調達が必要な経営者に対しましては、利子補給などの金融支援を行っているところでございます。今後とも商店街の状況を見極めながら、コロナ禍の環境変化に適した効果的な支援を検討してまいりたいと考えております。

〔36番 那須円議員 登壇〕

○那須円議員 空き店舗の要因については、感染収束が見込めないため、新規出店のタイミングを見計らっている起業者が多い、こうした答弁もありました。

一つの要因であると思っておりますけれども、私がお尋ねした質問は、なぜ退去が増加しているのか、その要因であります。くまもと経済8月号では空き店舗問題が特集され、本市商業金融課より、円安や物価の高騰の影響が退去増加の要因の一つなのではと、退去が増加した原因がはっきりと述べられています。つまりは円安や物価高騰に対応する必要な支援が十分に行われていなかったことが、退去が増えた大きな要因ではな

いかと考えます。

今後も物価高騰が続く中で、今答弁で紹介された利子補給の支援など、現在の支援策では既存店舗の経営を守れない、このことをしっかりと踏まえる必要があると考えます。既存店舗が退去するということは、その場で働く雇用が失われ、生活の糧がなくなる大変深刻なことであります。店舗について、空けば新規出店で埋めればよいということではなくて、既存店舗をしっかりと守っていくための適切な支援を検討いただくように強く求めます。

次に、公契約条例についてお尋ねいたします。

先ほど物価高騰から市民の暮らしと営業を守るためには、物価を引き下げることとともに、市民の所得を引き上げることが大切であると申しましたが、公契約条例は、この2番目の市民の所得、賃金を増やす一つの方法として提案させていただきます。

公契約条例とは、地方公共団体が契約を結ぶ際、入札基準や落札者決定で、契約先における労働者の生活賃金や雇用の安定、男女共同参画、障がい者雇用、環境、地域貢献など一定のルールを定めるものであります。同条例制定によって、契約先、委託先の労働者の人件費の最低ラインを、行政が条例によって定めることが可能となるものです。

自治体の事業、業務の民間委託は広がり、公的施設における指定管理者制度の導入、競争入札の拡大が進む中で、委託料や入札価格が大幅に低下している傾向があります。その結果、委託・入札企業で働く労働者の賃金や労働条件の低下、雇用不安を引き起こすだけでなく、委託企業の安定的、継続的な事業実施を困難にさせ、地方公共団体が提供する行政サービスに関わって、ときに住民生活への大きな混乱や被害をもたらしています。

官製ワーキングプアの問題が取り沙汰されて久しくなりますけれども、物価高騰から暮らしに大きな打撃を受ける中で、労働者の賃金を守り、雇用を安定させる公契約条例の必要性はますます増加していると考えます。公契約条例の制定は2009年、千葉県野田市で日本初の制定を機に、今では川崎市、多摩市、相模原市などで制定され、現在は全国の地方公共団体でも77の自治体が同条例を制定するなど、機運が高まっています。

実際に今、本市でどのような課題があるのか、現場で働く労働者の声を聞きました。清掃業務の委託で働くある労働者の賃金は、最低賃金そのまま設定されていました。現在、熊本県の最低賃金は時給821円であり、フルタイムで働いても月の賃金は13万1,360円、そこから税や年金などを引けば、10万円そこそこしか手元に残りません。また、熊本県建築労働組合が桜町再開発の下請で働く労働者に聞き取りを行ったところ、技術を持った職人の1日の賃金が8,000円という方もいらっしゃったそうです。多額の補助金や熊本城ホール整備などで税が投入された現場で、二次、三次と下請にいくたびに、労働者の賃金が買いたたかかれている実態が明らかになりました。

また、指定管理者制度については、積算段階で一定の人件費が単価表で設定されて

います。正職員一般職の場合は、最低でも年間426万9,000円、臨時職員の場合は、最低でも年間193万9,000円となっていますが、指定管理とされた現場で、労働者が正規で働いているのか、非正規で働いているのか、また、賃金が実際に幾ら支払われているのかについて、市は把握する手段も持っていないのが現状です。

こうした中で、公契約条例の制定により、委託業者の労働者の賃金の底上げや公共事業での下請業者の賃金の買いたたきの防止、指定管理者の下で働く労働者の賃金の把握などが可能になります。日本で最初に最低賃金を盛り込んだ公契約条例を制定した千葉県野田市では、最低賃金ぎりぎりであった業務委託の賃金が、時給で100円程度アップしています。川崎市でも事務の臨時職員の賃金が引き上げられました。こうした公契約条例による賃金等の労働条件改善の効果が確認されています。

物価高騰が続く今こそ、委託先や下請で働く市民の所得をしっかりと底上げし、営業や暮らしを守っていく必要があると考えます。熊本市においても公契約条例を制定するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

大西市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 労働者の賃金をはじめ、適正な労働条件の確保は重要であると認識しておりまして、それらが確保された上で価格競争がなされるよう、低入札価格調査制度や最低制限価格制度等の実施、さらには物価高騰を踏まえた設計単価の設定や契約変更にも適宜対応しているところです。

公契約条例につきましては、労働者の雇用の安定や技術の継承につながるといった意見がある一方で、賃金は労働者の経験や能力、技術等によって決定されるものであり公平性を欠く、さらには賃金計算が複雑となるなど業務量が増え、コストもかかる等の課題を指摘する声もございます。このようなことから、現時点では条例の制定は難しいと考えますが、労働者保護の観点から、実効性を含め、引き続き他都市の動向を注視してまいりたいと考えております。

〔36番 那須円議員 登壇〕

○那須円議員 今、市長から答弁がありましたけれども、例えば低入札価格調査制度、そして最低制限価格制度、そして設定単価の見直し、請負代金の変更にも対応しているということでありました。

今、現状としては、元請とその下請の労働者の賃金までについては、市は把握することができますけれども、例えば二次、三次、四次と下請に行くにつれて、その労働環境はどのようになっているのか、把握する手段はありません。課題として、賃金は労働者の経験や能力、技術等に決定されるものであり、公平性を欠くであったりとか、業務量が増える、賃金の計算が複雑になるというような課題も指摘されますけれども、公契約条例は現場の労働者に同じ賃金を義務づけるものではなくて、経験、技術による賃金の差を認めつつ、賃金の底上げを行うことを目的としているものです。

賃金計算が複雑になるなど、課題もありますけれども、民間の単価、そして公契約

による公の仕事の単価が違ってくるとは思いますけれども、下請の労働者の単価が安く抑えられている現状を改善することが大事であり、賃金計算、業務が複雑になって大変ということであれば、例えば計算の仕方をサポートするなど、支援の方法は幾らでもあると考えています。

国がルールをつくり、中小企業への財政的な支援を行って、大幅な最低賃金の引上げが実施されることが本来望まれますけれども、ヨーロッパなどで実施されている時給1,500円程度の水準に到達するめどは立っていません。こうした中で、自治体ができる雇用の安定、賃金の引上げにつながる公契約条例の制定を早期に実施できるよう検討いただきたいと思います。

次に、女性への性暴力対策についてお尋ねいたします。

内閣府は今年6月、16から24歳の若年層を対象とした性暴力被害に関する初の実態調査の結果を発表しました。性暴力を、望まない性的な言動と定義し、痴漢など身体的接触、言葉、性交など5つに分類して調査し、被害経験の有無を聞いた6,224人のうち、4人に1人が何らかの被害に遭ったことがあると答えております。極めて深刻だと思っています。

また、調査の中で最も気になった点が、警察に相談した被害者は9%にとどまり、家族や友人も含めて、どこにも、誰にも相談しなかったという方が36.6%もいたことです。被害に遭った方は、異性と会うのが怖くなった、外出するのが怖くなった、感覚がよみがえるなど、性暴力により心身に深い傷を負っていることも改めて明らかになりました。

性被害は思い出すのもつらく、声を出すこと自体が大きなエネルギーが必要です。共産党国会議員団の追及によって、今回、国の調査が行われ、そして実態が明らかになって、政府も対策に動き出したことは大きな前進ですけれども、早期に具体的な取組が必要だと考えています。

そこで2点お尋ねいたします。

1点目は、実態の把握についてであります。熊本市においても、若年層を対象とした性暴力被害の実態調査を行うべきだと考えますが、いかがでしょうか。

2点目は、国の対策待ちにならず、被害者が相談できる仕組みづくり、ジェンダー平等の立場からの性被害根絶に向けた周知、学習、そして加害者の更正に向けた取組など、具体的な対策を早期に行っていくことが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

文化市民局長にお尋ねいたします。

〔横田健一文化市民局長 登壇〕

○横田健一文化市民局長 まず、若年層への性暴力被害の実態調査についてでございますが、昨年度から実施しております熊本市女性のつながりサポート事業におきまして、孤独、孤立等で不安を抱える女性の実態把握のためのアンケートを行っており、その質問項目には性被害に関するものもございます。その結果は関係部局とも共有してい

るところでございます。

次に、性被害根絶に向けた具体的な対策につきましては、本市におきましては、男女共同参画センターはあもにいにおいて、女性に対する暴力防止に関する講座といたしまして、若い世代を対象としたデートDV防止出前講座や、子供を持つ親を対象とした性教育についての講座を実施しているところでございます。

また、性暴力被害の相談につきましては、熊本県が委託し、公益社団法人くまもと被害者支援センターが設ける性暴力被害者のためのサポートセンターゆあさいどくまもとで行っておりまして、本市に相談いただいた際には、適宜適切な窓口を紹介しているところでございます。

さらに、先に述べたアンケートの結果では、相談機関を知らないという回答が7割を超えていることから、今後はこれらの対策に加え、内閣府が実施します性暴力に関するSNS相談Cure Timeをはじめとした様々な相談窓口のさらなる周知を図ってまいります。

〔36番 那須円議員 登壇〕

○那須円議員 実態把握のためのアンケートについては、実施しているとの答弁でした。

しかし、設問は、性暴力を受けたことがあるか、相談機関を知っているか、実際に相談したかの3項目です。もっと詳細なアンケートが必要だと考えます。国の調査を例にすれば、例えばどのような性暴力を受けたのか、性暴力を受けた場所や相手など、対策を講じるためには、より詳しく実態を把握していただきたいと思えます。

国の調査では、痴漢など身体接触を伴う性暴力の被害に遭った場所は、公共交通機関との答えが最多でありました。その後、路上、学校などが続きました。中学生、高校生で初めて被害に遭った人も多数でした。加害者については全く知らないという人が5割超の一方で、学校関係者と答えた方が24.5%に上ることなども明らかになっています。

性暴力の撲滅、そして具体的な被害者支援につなげていくために、実態把握に努めていただくように、改めてお願いいたします。

次に、エアコン設置助成補助についてお尋ねいたします。

まずは、生活保護受給者への補助についてです。

生活保護世帯のエアコン設置助成は、国の制度によって、2018年度4月から、新規に生活保護を利用する世帯に限って5万8,000円の助成が始まりました。しかし、新規の世帯以外、つまりは2018年3月より以前の生活保護利用者は対象になっていません。現在、約1万2,000世帯の生活保護世帯の中で、113世帯にエアコンが設置されていない状況です。私は、放置すれば熱中症など命に関わる事態も想定されると考えています。エアコンのない全ての世帯に対し設置助成を行うべきだと考えています。

御存じのように、生活保護は法定受託事務であり、国が費用の4分の3、自治体が4分の1を負担しますけれども、自治体の負担分は地方交付税の財政需要額算入額に含まれており、国から交付される仕組みとなっています。昨年度の実績を見てみると、

実際に生活保護での本市の費用負担は64億1,360万円となっている一方で、交付税の算定額は70億2,520万円となっています。つまり、実際に生活保護にかかった費用以上の交付税が歳入に組み込まれており、差額は6億円近くとなります。これを財源に113世帯へのエアコン設置補助を実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、高齢者・低所得者へのエアコン設置補助についてお尋ねいたします。

コロナ禍が続く中で外出抑制など、高齢者の熱中症対策に向け、政令指定都市では昨年度、名古屋市がエアコン設置助成を実施いたしました。今年も、東京都荒川区、埼玉川越市など多くの自治体で実施されています。財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しておられるようです。

高齢者や低所得者へ、熊本市でもエアコン設置補助制度を創設していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

大西市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 生活保護受給世帯においては、最低生活需要の全てを満たすための費用として、厚生労働大臣が定める基準で最低生活費が決められておまして、この範囲内で生活需要は全て賄うべきものとされております。

また、高齢者世帯については、生活費のやりくりによりエアコンを購入している世帯との公平性や均衡性を十分考慮する必要があることから、いずれも現時点ではエアコン設置補助は行っておりませんが、状況を確認しながら、今後の対応を考えてまいりたいと考えております。

なお、熱中症予防の啓発につきましては、ケースワーカーによる家庭訪問や高齢者見守り事業を通し、継続して実施してまいります。

〔36番 那須円議員 登壇〕

○那須円議員 今年の夏に、実際にエアコンが設置されていない方の部屋を訪ねましたけれども、室内の温度は40度を超えていました。凍ったペットボトルを体に抱きながら暑さをしのぐなど、大変な状況でありました。国の補助が始まった以降の保護利用者はエアコンの設置補助を受けています。残された113世帯に対しても、どのような生活を送られているのか、夏の過酷な実態に心を寄せて、上質な生活都市を目指すというのであれば、こうした実態を改善していただきたいと思います。

高齢者等への設置補助については、状況を確認しながら今後の対応を考えたいと、以前の答弁に比べて前向きな答弁になりました。大いに期待していますので、早期の実施をよろしく願いいたします。

次に、加齢性難聴者への補聴器購入への補助についてお尋ねいたします。

加齢性難聴とは、加齢に伴い音を感じる部位に障がいが起こり、聴力の低下によって発生する障がい、40歳代から始まり、75歳以上では約半数が難聴に悩んでいると言われております。こうした難聴の影響は危険の察知や、家族や友人とのコミュニケー

ションがうまくいかなくなるとともに、孤立し、鬱状態や認知症の発症リスクを大きくするとも言われています。

こうした難聴の改善には、補聴器が生活の質を維持し、社会交流を図りながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らせる、聞こえのバリアフリー化への必需品となっています。しかしながら、補聴器は平均価格が15万円以上と高額であり、保険適用がないため、全額個人負担となっています。年金生活者や低所得の高齢者にとって負担が大き過ぎるために、経済的負担を軽減することが求められています。

お隣の益城町では、3万円を上限に補聴器購入の補助制度が令和2年度よりスタートしています。東京練馬区では、熊本市ではいうはつらつプラン、介護事業プランを作成する過程で、高齢者に対し、耳の聞こえの状態、聞こえが悪い方へ補聴器を保有しているかどうか、さらには補聴器を持っていない方に対して、なぜ持っていないのか、実態を把握するためのアンケートを行い、その結果、認知症検診や社会活動参加への支援、補聴器の購入補助など、具体的な取組につながっています。

そこでお尋ねいたしますけれども、第9次はつらつプランの策定に向けたアンケートにおいて、練馬区で行ったような加齢性難聴に関する調査を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、熊本市でも、益城町のように、補聴器購入補助制度を実現していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

大西市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 現在、国においては、聴覚障害の補正による認知機能低下の予防効果の研究の中で、医学的なエビデンスの検証を行っているところであり、本市においても、実態を把握するため、独自のアンケート調査の実施について検討してまいります。

また、補聴器購入費助成につきましては、令和2年度から政令指定都市等が連携いたしまして、医学的エビデンスに基づく全国一律の公的助成制度等の創設を国に要望しているところでありまして、今後も国に対して強く働きかけてまいりたいと考えております。

○原亨議長 那須議員に申し上げます。

残り時間が少なくなっておりますので、発言を簡潔にお願いいたします。

〔36番 那須円議員 登壇〕

○那須円議員 まずは、独自のアンケート調査の実施を検討していただけるということで、前向きな答弁でありました。

難聴の場合は、相手の会話が聞こえないなど、人と話すことを苦痛に感じる方も少なくありません。実態把握の上、練馬区のように具体的な支援策につなげていただくようお願いいたします。

次に、TSMC進出に関して、地下水への影響や対策についてお伺いいたします。

TSMCの進出が熊本経済の起爆剤となることが期待されるなど、様々なメディア

が報道しています。そもそも進出場所について、なぜ今の菊陽町が選ばれたのか。東洋経済では次のように記載されています。進出先に熊本が選ばれた理由は、関連企業の集積、交通アクセスのよさはもちろんだが、半導体生産に欠かせない水資源が豊富なことにあります。つまりは半導体製造に不可欠な純度の高い水、地下水が大量に取水されながら工場は稼働していくことになります。

報道で明らかになっているのは、1日当たりの地下水採取量は1.2万トン、年間換算で438万トン、市民の飲み水、水道で換算すると、5万7,000人分に当たる量であります。こうした中で、TSMCの地下水取得が熊本市民の地下水にどのような影響を与えるのか、市民は少なくない関心を持っています。

そこでお尋ねいたしますけれども、熊本市としても、県と協力しながら、地下水に与える影響や企業側の地下水保全に向けた取組について、より積極的に協議に関わり、市民への情報提供を適切に行っていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

大西市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 TSMCの進出に伴う地下水採取については、令和4年4月にTSMCから、70%以上の水の循環利用や、地下水利用量の100%以上の地下水涵養等に取り組むことが発表されておまして、現在、TSMCにおいて、取水による水位の低下等がないか確認されております。

工場予定地は、本市地下水の重要な涵養域であることから、TSMCの地下水涵養の実現に向けた受皿づくりとして、県、くまもと地下水財団及び地元土地改良区などの関係団体と、具体的な対策について協議を進めているところです。

さらに、地下水採取の影響につきましては、市民の皆様の関心も高いことから、TSMCが既に発表しております循環利用や涵養に関する保全対策など具体的な取組について、市民の皆様にお示しできるよう、併せて協議を進めてまいりたいと考えております。

〔36番 那須円議員 登壇〕

○那須円議員 地下水利用量の100%以上の地下水涵養に取り組むことが発表されているということも答弁で示されましたが、具体的にどのような対策を講じるのか、県が地下水採取の許可を下ろしてから、市が対策を知ることでは、あまりにも無責任であると思います。企業側の対策で十分に地下水保全が可能であるのか、県とも協議の場を密接につくっていくなど、市民の暮らしに欠かせない地下水保全に向けた対応を強く求めたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。御静聴いただき、誠にありがとうございました。（拍手）

○原亨議長 この際、議事の都合により休憩いたします。

午後2時に再開いたします。

午後 0時10分 休憩

午後 2時00分 再開

○原亨議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○原亨議長 一般質問を続行いたします。

高瀬千鶴子議員の発言を許します。高瀬千鶴子議員。

〔17番 高瀬千鶴子議員 登壇 拍手〕

○高瀬千鶴子議員 公明党熊本市議団の高瀬千鶴子です。

本日が5回目の質問となります。今回、質問の機会をいただきました先輩、同僚議員の皆様、心より感謝を申し上げます。また、コロナ禍の中、傍聴にお越しいただきました皆様、インターネット中継で御覧いただいている皆様にも心から御礼を申し上げます。

今年の8月15日、77回目の終戦記念日を迎えました。これまでとは違う思いでこの日を迎えたのは、恐らく私だけではないと思います。今年2月から始まったロシアによるウクライナへの侵略、戦争が終わる気配もなく、半年が過ぎました。連日報道される多くの一般市民が日常生活を奪われ、逃げ惑う姿に心を痛めてまいりました。また、核兵器がいつ使用されるかもしれないとの恐怖にさらされ、地球民族として、決して他人事ではないと感じております。当然ながら、日本自らが武力行使の当事者になることや戦争に巻き込まれるといった事態は避けなければなりません。77年間、戦争を起こさないできた人々の努力、特に戦争を経験した多くの方の声、経験談が戦争を押しとどめている力となっています。私たちは、戦争を経験した方々の声、経験を通しての叫びを後世に伝えていく責任もあります。

さきの広島、長崎での平和記念式典で、岸田首相は、我が国は、いかに細く、険しく、難しかろうとも、核兵器のない世界への道のりを歩んでいくと強調し、長崎を最後の被爆地とし続けなければならないと述べられています。私たち公明党は、唯一の戦争被爆国である日本が核兵器のない世界の構築をリードできるよう、これからも全力で取り組んでまいりたい決意です。

それでは、通告の順に従い、質問をしてまいります。

市長並びに執行部の皆様には、明快な御答弁をよろしく願いいたします。

午前中、日隈議員も質問をされておりましたが、私からもまず、がん検診推進の取組について質問をさせていただきます。

このがん検診の受診率アップに向けての取組については、初質問のときから質問してまいりましたが、ここ数年はコロナ感染症拡大により、がん検診の受診控えの影響を受けて、がん検診の受診率が全国的にも大幅に減少しています。

公益財団法人日本対がん協会の調査によりますと、2021年のがん検診受診者数は、2020年の受診者数と比べ23.5%増と回復傾向が見られますが、コロナ感染症流行前と

比べると10.3%下回るとの結果を求めています。5つのがん検診別に2019年と2021年の受診者数を比べると、胃がんは13.2%減と減少率が最も大きく、肺がんは11%減、乳がんは9.9%減、大腸がんは9.0%減、子宮頸がんは8.0%減となっています。

また、国立がんセンターは、全国の医療機関で2020年に新たにがんの診断、治療を受けた件数が前年と比べ約6万件減少したと発表しています。この件数の減少は、集計を始めた2007年以降初めてであり、がん患者数そのものが減少したことに起因するのではなく、新型コロナウイルス感染症の影響でがん検診の受診者数が減ったことによるものと見られています。

このように、がん検診受診者が減ったことにより、主な5大がんで約4万5,000人の診断が遅れたとも推計されており、今後は、進行したがんが見つかるケースが増えていき、患者さんの予後の悪化や死亡率の増加が懸念されているところです。

がん対策基本法施行から15年、がんは、早期発見できれば治る確率の高い時代です。公明党は、これまでも診療や緩和ケアの体制の充実など、がん対策を一貫してリードしてきました。

私も放射線技師として病気を見つける仕事をしておりましたので、がんを発見したときのショックもそうですが、何人ものがんと宣告された方の患者さんの衝撃の様子や闘病される姿を目の当たりにしてきました。

市民の皆様の命を守るためにも、また、がんが見つかったときに、がん検診をちゃんと受けておけばよかったという後悔をさせないためにも、がん検診の受診率向上への取組は大変急務だと考えます。

そこで、お尋ねいたします。

1点目、5大がんについて、2019年度、2020年度、2021年度の受診率、受診者合計数をお示してください。また、コロナ禍におけるがん検診の取組状況を教えてください。

2点目に、私が初質問のときに提案しておりましたが、肺がん検診の個別検診化について今年度予算が計上されておりますが、肺がん検診個別化の重要性、必要性について市長の御見解を教えてください。また、個別化に向けた現在の状況、見通しなどがありましたら教えてください。

以上、2点につきまして、1点目を健康福祉局長、2点目を大西市長にお尋ねします。

〔津田善幸健康福祉局長 登壇〕

○津田善幸健康福祉局長 私からは、がん検診の受診率、受診者の合計数、コロナ禍におけるがん検診の取組状況につきましてお答えいたします。

まず、2019年度、2020年度、2021年度における各がん検診の受診率は、肺がん検診が、それぞれ4.8%、3.9%、4.3%。胃がん検診が、3.4%、3.8%、4.0%。大腸がん検診が、5.0%、4.5%、5.1%。乳がん検診が、11.4%、11.3%、11.0%。最後に、子宮頸がん検診が、14.0%、15.2%、16.0%でございます。

次に、2019年度、2020年度、2021年度の受診者の合計は、それぞれ9万1,747人、

8万4,219人、9万3,448人をごさいます、特に昨年度の受診者数は直近の10年で最も多かったほか、個別受診勧奨の拡充など、受診率向上の取組を進めた結果、受診率は、おおむね取組開始以前より高い水準に改善しているところをごさいます。

最後に、コロナ禍におけるがん検診の取組状況をごさいます、2019年度から集団検診会場での検温や消毒など、感染防止対策を講じましたほか、受診控えとならないよう、本市ホームページなどで周知啓発を行ったところをごさいます。

そのほか、昨年度から冬期の大腸がん郵送検診におきまして、受診を促すため、前年度受診者の方へ検診キットを送付するとともに、受診可能な期間も延長したところをごさいます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 議員御案内のとおり、これまで地域を検診車が巡回する集団検診のみで行っていた肺がん検診が、身近なかかりつけ医でいつでも安心して受診いただける取組は非常に重要なことであると考えております。

令和2年度は、コロナ禍による受診控えや集団検診を一時中断した影響によりまして、肺がん検診の受診者数が前年比約2割減少いたしました。このようなこともあり、検診会場の密の回避による受診環境の向上や、かかりつけ医からの受診勧奨により、受診率の向上が期待できる肺がん個別検診を今年度から開始することといたしました。

肺がん個別検診の導入は、がんの早期発見、早期治療による生活の質の向上と健康寿命の延伸につながるものと考えておりまして、大変重要な取組であると認識をしております。現在、肺がん個別検診については、本年12月の開始に向けて市医師会と協議を進めております。

〔17番 高瀬千鶴子議員 登壇〕

○高瀬千鶴子議員 御答弁ありがとうございます。

がん検診の受診者数につきましては、コロナ禍でありながらも、2021年度の受診者数が直近の10年で最も多かったとのことでした。全国的にがん検診の受診率が大幅に減少する中、コロナ前以上の成果を出せているということは、これまで携わってくださった皆さんの御努力と工夫のたまものだと思います。大変にありがとうございます。

特に、全国的に減少率の一番高かった胃がんの受診率については、年々受診率が増加しており、これは、我が会派の藤永議員が推進してきましたピロリ菌検査の導入が後押ししているのではないかと推察しているところです。

さらに、念願でした肺がん検診の個別検診につきましては、大西市長から12月開始に向けて市医師会とも協議を進めているとのうれしい御答弁をいただきました。これまで地域を巡回する検診車による集団検診に慣れていらっしゃる方は、もちろんこれまでどおり受診をしていただき、これまで受診されていなかった方が個別検診を選んでいただければ、必ず受診率の向上につながっていくと考えております。肺がんの個別検診が無事に開始できますよう、これからも丁寧に、そして着実に取り組んでいただけますようよろしくお願いいたします。

続きまして、ヤングケアラー対策の取組について質問をいたします。

大人が担うような病気や障がいのある親、兄弟、祖父母などの介護や身の回りの世話を担う18歳未満の子供をヤングケアラーと定義されています。最近では報道で取り上げられることも増えておりますが、まだまだ知られていないのが現状です。

吉村議員もこれまで質問しておられますが、ヤングケアラー問題については、昨年3月の参議院予算委員会で公明党の伊藤孝江参議院議員が取り上げ、省庁間の縦割りを超えた支援の受け皿の構築を訴えておりました。このとき、首相から、省庁横断的に取り組むとの答弁が追い風となり、厚生労働省、文部科学省の合同のプロジェクトチームが発足し、2022年度の予算は、ヤングケアラーの早期発見、把握や広報、啓発などの支援策が盛り込まれました。

2018年度の調査で、要保護児童対策地域協議会が把握しているヤングケアラーの学校生活への影響を見ると、「学校等にもあまり行けていない（休みがち）」などが31.2%で最も多く、進学や就職に支障を来すことが心配されております。学校や地域が連携して、早期に子供のSOSに気づく仕組みづくりが求められています。

また、ヤングケアラーは、同世代に悩みを共有できる人が少なく、孤立しがちであります。さらに、手伝いと過度なケアの線引きが難しかったり、介護が日常となって支援が必要な状況をお子自身が認識していないケースも多く、表面化しにくいことが支援を難しくさせています。

埼玉県では、ヤングケアラーを含めたケアラーを支援する全国初の条例が今年3月に制定され、県内の実態調査を進めているようです。同様に条例の制定を目指す自治体もあるほか、民間レベルでも子供同士が介護体験を語り合う集いを開催するなど、具体的に取り組が始まっているようです。

そこで、お尋ねいたします。

1点目、昨年、熊本県においてもヤングケアラー実態調査が行われておりますが、実態調査の結果から見えてきた課題などを教えてください。

2点目、今年度よりヤングケアラーコーディネーターを配置されていますが、コーディネーターの役割、重要性について教えてください。

3点目、国が今年度、新規事業として、ヤングケアラー支援体制強化事業としてヤングケアラーの実態調査や研修等を実施する地方自治体に対して財政支援を行うとしていますが、熊本市のヤングケアラー課題解決へ向けた取組について教えてください。

以上、3点につきまして、健康福祉局長にお尋ねします。

〔津田善幸健康福祉局長 登壇〕

○津田善幸健康福祉局長 まず、熊本県におけるヤングケアラー実態調査の結果から見えてきた課題でございますが、「世話をしている家族がいる」と答えた子供は全体の2.8%、「自分がヤングケアラーにあてはまる」と答えた子供は全体の1.2%と少なく、77.5%の子供は、「ヤングケアラーという言葉聞いたことはない」と回答しております。

この結果から、子供自身にヤングケアラーの自覚がなく、相談支援につながっていない状況にある子供もいること、さらにヤングケアラーという言葉や概念も、まだ一般的には認知されておらず、周囲の子供や大人がその存在に気づくことができないことが課題として見えてまいりました。

次に、ヤングケアラーコーディネーターの役割と、その重要性でございますが、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげていくためには、行政や学校、地域、福祉等といった様々な分野の関係機関が連携し、対応することが重要でございます。ヤングケアラーコーディネーターは、その支援体制を強化するために関係機関のつなぎ役としての重要な役割を担うものでございます。

最後に、課題解決に向けた取組でございますが、今年度は、ヤングケアラーコーディネーターを中心に関係機関の連携支援体制の構築、子供とその家庭の支援者向け研修等の実施、広報媒体を活用した周知啓発に取り組んでいるところでございまして、子供自身も周囲の大人もヤングケアラーを正しく理解し、子供が社会から孤立することがないように、相談支援につなげてまいります。

〔17番 高瀬千鶴子議員 登壇〕

○高瀬千鶴子議員 御答弁ありがとうございます。

ヤングケアラー実態調査の結果から見えてきた課題としては、子供自身にヤングケアラーの自覚がなく、周囲の子供や大人が気づくことができないということでした。当事者である子供も、自分は大したことをしていないからヤングケアラーじゃないとか、自分は当てはまらないなど、自分で線引きしてしまう場合もあるようです。まずは、いち早く子供のSOSに気づける体制づくりに取り組んでいただきたいと思います。さらに、子供のケアはもちろんのこと、保護者の方を含めた御家族全体のケアにも取り組んでいただきたいと思いますので、重ねて体制づくりの構築をお願いいたします。ヤングケアラーコーディネーターは、支援体制の強化、関係機関のつなぎ役として活動されているとのことですので、行政や学校、地域、福祉など、横断的な連携がスムーズにできるよう、今後もしっかり取り組んでいただきたいと思います。

課題解決に向けた取組としては、関係機関の連携、支援体制の構築、研修の実施や周知啓発に取り組まれているとのことでした。立正大学、森田久美子教授は、ヤングケアラーをただネガティブなイメージで伝えてしまうと子供は言い出しにくくなってしまいますので、病気や障がい、それをケアすることの大切さなどを正しく理解してもらうことが必要、またヤングケアラーがケア負担から離れられない背景には、自分がいなくなると残された家族が困るというような状況があるようです。しかし、大人も含めたケアラーへの支援が充実していれば、子供に重い負担をさせなくても済むようになるとも言われております。今後も、当事者に寄り添った支援につながる取組を続けていただきますよう重ねてお願いをいたします。

続きまして、子供の貧困・虐待の防止と子ども食堂の推進について質問いたします。

先日、友人と話をしたときに、大変心配な話になりました。その友人の娘さんの同

級生の御家庭ですが、話を聞くと、もしかしてネグレクトではないかというような内容でした。子供に対するネグレクトは育児放棄、育児怠慢とも言われますが、一番心配だったことは、私の友人がその子供たちに救いの手を差し伸べようと声をかけたところ、拒否をされ、素直に頼ってくれなかったとのこと。人に頼ってはいけなと思って拒否をしたのか、そのことが親に知られたら大変になるとの恐怖から頼らなかったのかは分かりませんが、ネグレクトのような現状に遭遇したときに、何とかしてあげたいと思っても、他人である私たちができることの限界や難しさ、無力さを感じざるを得ませんでした。

子供の貧困や虐待などの問題は、家庭の外からは見えにくく、事態が深刻化してから分かる場合が多い状況ですので、小さな兆候からでも早期発見、対応につなげるため、関係機関ごとに子供の情報を連携させ、データ分析し、役立てる試みが一部の自治体で進められているようです。

大阪府箕面市では、2017年度から運用する「子ども成長見守りシステム」の利点として、それまでばらばらだった情報が一元化され、一人一人の状況を俯瞰して捉えやすくなったと強調しています。また、分析が活かされたケースも多く、急激な学力低下が認められた小学生の家庭状況を調査したところ、親が子供の世話を十分できていない事態が分かり、改善が図られたケース、就学援助の受給資格がありながらも受けていない家庭の存在も、分析を通して把握でき、受給に至ったケースなども挙げられています。このように、先進的なモデルケースを見ると、横断的な情報の共有が、支援が必要な子供の見逃し防止に効果があることは明白であります。

また、子ども食堂の元祖と言われる東京都大田区にある気まぐれ八百屋だんだんから始まった、子供に無料、または定額で食事や居場所を提供する子ども食堂が誕生して、今年で10年になります。私が初質問で取り上げたときには、滋賀県まで赴き、直接先進的な取組について視察をしてきました。当時、滋賀県では、子供たちが歩いていける範囲である小学校区に1つ以上の子ども食堂が開設され、身近なところに子供の居場所が広がっていくよう、県としても子ども食堂開設数300か所を目指して取り組んでおられました。

熊本市においても、平成29年7月に「子どもの生活等実態調査」を実施され、調査の結果を踏まえて、子供の将来が生まれて育った環境によって左右されることなく、将来にわたり夢や希望を持って育まれる「子どもが輝くまち くまもと」を目指し、熊本市子どもの未来応援アクションプランを策定されています。また、子ども食堂の開設や運営などの費用を助成する制度、熊本市子どもの未来応援基金が創設されています。

皆さんも御存じのとおり、子ども食堂は、経済的に困っている家庭の子供だけでなく、子供なら誰でも来ることができます。さらに、地域の高齢者も一緒に食事をしたり、若者がボランティアで参加をしたりと、多様性に富んでいます。子育て中の親同士や親御さんと運営者、ボランティアの若者と子供との交流拠点にもなっており、昔

の御近所づきあいが再生されているような場所となっています。

NPO法人全国子ども食堂支援センター・むすびえの理事長でもある湯浅誠氏によると、子ども食堂は、人間関係の希薄化が進む時代にあって、子供の食を支えるという福祉的なマインドを持ちながら、同時に地域とのつながりの窓口となるのが強みだともおっしゃっています。このように、多世代の人たちが交流する子ども食堂は、たくさんあるのメリットがあると考えられます。

そこで、お尋ねいたします。

1点目に、熊本市において、支援が必要な子供の見逃し防止につながる横断的な情報の共有は行われているのでしょうか。また、支援が必要な子供を見逃さないために、どのような取組をされていますでしょうか。教えてください。

2点目に、熊本市における子ども食堂の現在の開設数を教えてください。また、子ども食堂は地域のよりどころとして重要な拠点となると思いますが、子ども食堂の役割、必要性についてのお考えを教えてください。

以上、2点につきまして、健康福祉局長にお尋ねします。

〔津田善幸健康福祉局長 登壇〕

○津田善幸健康福祉局長 本市では、支援が必要な子供を早期に発見し、適切な支援につなげるため、行政や学校、地域、福祉等の様々な分野の関係機関で構成された組織として要保護児童対策地域協議会を設置し、相互の連携や役割分担、その調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を確立しております。

支援が必要な子供は、子供自身の発達や保護者からの虐待、貧困、ヤングケアラーなど、困難な問題を抱えている場合が多いところですが、問題が深刻化する前に関係機関が子供や家庭と関わり、情報を共有しながら、適切な連携の下で支援が必要な子供を見逃すことがないよう対応しているところでございます。

次に、子ども食堂につきましては、42校区55か所で開設され、地域団体やNPO、企業等で運営されております。支援が必要な子供に気づかれた場合には、本市の相談窓口へつないでいただくよう、情報提供しているところでございます。

子ども食堂は、子供たちが気軽に立ち寄り、地域住民とつながることができる居場所であり、子供を見守る拠点の一つとして重要なものであります。このことから、本市としては、熊本市子どもの未来応援基金を活用した運営経費等の助成やフードバンク等との連携による食材等の無償提供などにより、引き続き支援してまいります。

〔17番 高瀬千鶴子議員 登壇〕

○高瀬千鶴子議員 御答弁ありがとうございました。

支援が必要な子供の見逃し防止の取組については、適切な支援につなげるため、行政や学校、地域福祉等の様々な分野の関係機関で構成された組織として要保護児童対策地域協議会を設置し、相互の連携や役割分担、その調整を行う機関を明確にする等の責任体制を確立しているとのことでした。今後も、関係機関が連携、情報を共有し、支援が必要な子供を見逃さないよう、適切な対応をよろしく願います。

また、子ども食堂は、42校区55か所開設されているとのことでした。私が令和元年9月に質問した当時は19か所でしたので、36か所増えています。開設されている地域には偏りがあるようです。子ども食堂は、地域交流の場としての役割がある一方、貧困や虐待など、困難を抱える子供の見守り支援ができる場所でもありますので、子供たちが歩いていける範囲である小学校校区に1つ以上の子ども食堂が開設されることを念願しております。引き続き、子ども食堂への支援に積極的に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

続きまして、太陽光パネル大量破棄時代に向けた取組について質問をいたします。

太陽光パネルは、2012年に再生可能エネルギーの固定価格売買取制度FITが導入されたことで普及が一気に加速し、日本は世界有数の導入量を誇ります。耐用年数は20から30年で、あと10年もすれば順次寿命となり、2030年代後半から年間約50から80万トンの使用済みパネルが廃棄されると見込まれています。大量に発生する使用済みパネルをめぐる課題は、主に3点あると言われていています。

1点目は、撤去廃棄費用です。メーカーから導入され、導入メリットばかりが強調される一方、撤去廃棄をめぐるコストは説明されず、寿命が来て数十万円の費用がかかると知らされるケースも少なくないようです。住宅用パネルを処分する際は、取り外しや収集運搬に20万円から30万円かかり、足場の設置費用や屋根の修繕費も含めると100万円近くかかる場合もあるようです。この先、費用負担を回避するため、放置されたり不法投棄などが増えるおそれが指摘されています。

2点目は、パネルに含まれる成分の特定の難しさが挙げられます。成分が特定できず、処理が困難なケースもあるということです。

3点目は、パネルの処理体制が整っていない点だといいます。廃棄問題に詳しい方の話によると、不十分な処理体制でパネルの排出量が増えれば、不法投棄などが横行しかねないと指摘、国や自治体による分かりやすい処分の仕組みづくりを急いでほしいとの声が上がっているとのことでした。

福岡県や埼玉県など、一足早くパネルの改修システムの構築に動く例も出ているようです。特に福岡県では、全国初の廃棄太陽光パネルスマート回収システムが開発され、廃棄パネル大量発生到来に備えた福岡発の循環型システムを構築されています。今後、熊本市でも太陽光パネル大量廃棄時代がやってくることは間違いありません。10年も先と考えるのか、もう10年しかないと考えるのか、捉え方次第ではありますが、備えるべきときに備えておくことが必要であると考えております。

そこで、お尋ねいたします。

1点目、熊本市における太陽光パネル大量廃棄はいつ頃から始まり、どれぐらいの排出量が見込まれるのでしょうか、教えてください。

2点目、先ほど福岡県の取組を御案内しましたとおり、使用済みの太陽光パネルは産業廃棄物に該当しますので、この処理計画は県の所管であると認識しております。しかしながら、熊本市としても、太陽光パネル廃棄物の動向について情報収集すべき

と考えますが、御見解を教えてください。

以上、2点につきまして、環境局長にお尋ねします。

〔早野貴志環境局長 登壇〕

○早野貴志環境局長 2点の御質問に順次お答えいたします。

太陽光パネルは、2012年に再生可能エネルギー固定価格買取制度が導入されて以来、本市でも普及が進んできたところでございます。

太陽光パネルの耐用年数は約20年から30年と言われており、2030年代半ばから廃棄が始まり、仮にリサイクルされず、全てが廃棄された場合の廃棄量は、年間最大で約4,800トンと推定しております。

太陽光パネルの廃棄物は全国的な課題であり、本市においても廃棄量の増加が懸念されていることから、国や熊本県の動向を注視するとともに、情報収集に努めてまいります。

〔17番 高瀬千鶴子議員 登壇〕

○高瀬千鶴子議員 御答弁ありがとうございました。

熊本市における太陽光パネルの大量廃棄が始まるのは、2030年代半ばからと想定されているとのことでした。仮にリサイクルされず、全てが廃棄された場合の廃棄量は、年間最大で約4,800トンとのことです。今後も適正なリサイクル、処分が行われ、不法投棄などが発生しないよう、県ともしっかりと連携していただき、情報収集にも取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、マイナンバーカードの普及とマイナポイント第2弾の取組について質問いたします。

総務省が公表した最新のマイナンバーカード交付状況によりますと、令和4年7月末時点で、人口に対するマイナンバーカードの交付枚数率は全国で45.9%であり、6月末時点に比べると0.6ポイント増加したとのことです。都道府県別の交付枚数率を見ると、1位は宮崎県の59.5%、2位は兵庫県、50.9%、3位は奈良県、49.8%と続きます。

マイナンバーカードについては、閣議決定においても、令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指すとの方針を示しておりますが、現状ではマイナンバーカードの取得は義務ではなく任意ですので、あと半年で目標を達成できるのか、大変心配しているところです。

令和2年9月からスタートしたマイナポイント第1弾に引き続き、買物などに使えるポイントを1人当たり最大2万円付与するというマイナポイント第2弾が、今年6月30日より全面的にスタートしています。一部9月末までにマイナンバーカードを新規取得しておかなければならないポイントサービスもありますが、このマイナポイント事業は、マイナンバーカードの普及促進はもちろんのこと、キャッシュレス決済を普及することを目的として実施されたものであります。

一方で、我が家のマイナンバーカードの取得率は100%であります。スマホを持

たない、コンビニも行かない母は、キャッシュレス決済などは程遠く、マイナポイント事業の恩恵を受けられていないという現状があります。このように、恩恵を受けたくても受けられないデジタル弱者の方も多くいらっしゃるのではないかと推測できますので、このような方々も恩恵が受けられるよう、国へも要望していきたいと思っております。

そこで、お尋ねいたします。

1点目、熊本市におけるマイナンバーカードの交付枚数率はどれくらい進んでいますでしょうか。また、取得が進まない理由を教えてください。

2点目、マイナポイント第2弾では、マイナンバーカードの取得をはじめ、健康保険証とのひもづけ、公金受取口座の登録を推進していますが、実際にどのようなメリットがあるのでしょうか、教えてください。

3点目、今後、マイナンバーカードの普及に当たり、目標達成までどのような広報、推進をされるのでしょうか、教えてください。

引き続き、関連で質問いたします。

今後、マイナンバーカードが保険証とひもづけられることで多くのメリットが見込めると思いますが、これまでに市民の方から数件お問合せがあったことについて質問いたします。

2021年分の確定申告から医療費通知情報が利用できるようになりました。年末に届く医療費のお知らせにはその年の10月までの情報しかなく、11月、12月分は実際の領収書で対応しなければなりません。お問合せは、11月、12月の分も合わせて通知してもらいたいという内容であります。そもそも年末に届く医療費のお知らせは、どのような目的で送られてくるのでしょうか。改めて初歩的な質問になりますが、医療費のお知らせの目的を教えてください。

以上、最初の3点につきまして文化市民局長に、追加の1点につきまして、健康福祉局長にお尋ねします。

〔横田健一文化市民局長 登壇〕

○横田健一文化市民局長 私からは、マイナンバーカードの普及とマイナポイント第2弾の取組につきまして、3つの質問にお答えいたします。

まず、本市の交付率及び取得が進まない理由でございますが、本市におけるマイナンバーカード交付率は、令和4年8月末時点において53.14%となっており、全国平均を上回っているところです。

一方で、未取得の主な理由としましては、申請方法が分かりづらく面倒に思われていることや、カードの安全性に不安を持たれていることなどがあると聞いております。このため、申請については、市の窓口のほかに携帯電話ショップの各店舗、商業施設等における出張申請などの申請場所の拡大を図り、利便性向上に努めているところでございます。

また、安全性については、もとよりマイナンバーカード自体に税や年金などのプラ

イバシー性の高い個人情報が入っておらず、使用する際には必ず暗証番号の入力が必要となっているなどのセキュリティー対策が講じられていることから、引き続きこうした安全性の周知広報に努めてまいります。

次に、第2弾のポイント付与につきましては、マイナンバーカードと健康保険証をひもづけることにより、御本人の同意を前提に医師が過去の薬剤情報や特定検診情報を確認できるようになることで、より適切な医療が受けられるようになること。また、公金受取口座の登録につきましては、今後の給付金等の申請におきまして、申請書への口座情報の記載や通帳の写し等の添付、行政機関における口座情報の確認作業等が不要になることで、手続の簡略化や迅速な給付につながるものと考えております。

次に、目標達成までの広報、推進につきましては、今後はさらに身近な場所で申請ができるように教育機関や地域への出張申請を開始することとしており、あわせて、現在実施中のマイナポイント第2弾を絡めた新聞広告など、様々な媒体を活用した効果的な広報により、マイナンバーカードのさらなる取得促進に取り組んでまいります。

〔津田善幸健康福祉局長 登壇〕

- 津田善幸健康福祉局長 お尋ねの医療費のお知らせでございますが、医療機関等で支払われた窓口負担が正しく請求されているかを被保険者の方御自身で御確認いただくとともに、健康の大切さについて関心を持って、健康管理に十分心がけていただくことを目的として発行しているものでございます。

議員御案内のとおり、医療費のお知らせに11月、12月分は記載されておりませんが、マイナポータルを御利用いただくと、御自身の年間の医療費通知情報を取得、御確認いただくことができます。そして、そのまま医療費控除の確定申告にも御利用いただけるようになります。このようなことから、ぜひマイナポータルを御活用いただきたいと考えております。

〔17番 高瀬千鶴子議員 登壇〕

- 高瀬千鶴子議員 御答弁ありがとうございます。

本市におけるマイナンバーカード交付率は、今年8月末時点で53.14%で、全国平均を上回っているとのことでした。取得が進まない理由としては、申請方法が分かりづらく面倒と感じていること、カードの安全性に不安を持たれていることなどが挙げられておりました。普及への取組としては、新聞広告など、様々な媒体を活用した広報に加え、カード未取得者に対してQRコード付きの交付申請書を順次送付したり、市の窓口をはじめ市内52か所の携帯電話ショップ、商業施設や企業等における身近な場所への出張申請などにも取り組まれているとのことでした。

また、医療費のお知らせについては、医療機関で支払われた窓口負担が正しく請求されているかを被保険者自身が確認するとともに、健康の大切さ、健康管理に十分心がけてもらうことを目的として送付しているとのことでした。さらに、マイナポータルを利用することで自分の医療通知情報が閲覧できるようになりますので、マイナポータルを利用できる方においては、確定申告時の問題は解消されていくものと思われ

ます。今後も、令和4年度末までに100%普及という目標に向け、総力を挙げて取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、市民サービス向上に向けた取組について質問いたします。

これまでに市民の方からいただいた御要望であります。今後支援ができるようになれば、市民の方にも広く喜ばれるのではないかと思います。今回お尋ねいたします。

1点目、高齢者宅への自動録音電話機普及の補助について質問いたします。

高齢の親御さんを持つ娘さんからのお問合せでしたが、自分は県外に住んでいて近くにいないので、母親が詐欺などに遭わないか心配、何か対策や支援制度などはないかという内容でした。

高齢者を狙った電話でお金詐欺は、言葉巧みで、医療費などの還付手続を装う還付金詐欺、架空請求を求める架空料金請求詐欺など、被害者の8割が高齢者が占めているとのこと。特に、家族が遠くにいるなど、高齢者だけの世帯では、詐欺に遭ったことすら気づきにくいこともありますので、何か対策はないものかと調べておりました。

そんな中に、兵庫県が着信時に警告メッセージを相手に流す自動録音電話機の普及に乗り出したとの新聞記事を見つけました。兵庫県では、録音機の普及を促す狙いがあり、自動録音電話機の購入上限4,000円、外付け録音機の購入上限2,000円、外付け録音機の貸与上限1,500円を経費補助するとしています。そうか、こんな方法があったのかと思っていましたら、熊本県警も頑張っていることを教えていただきました。熊本県警では、65歳以上の高齢者がいる世帯に固定電話の通話録音機を貸出しし、詐欺被害の防止に効果を上げているとのこと。

そこで、お尋ねいたします。

1点目、熊本市における詐欺被害の現状を教えてください。

2点目、自動録音電話機とはどのような機器になりますでしょうか、教えてください。

3点目、他都市での導入状況など、教えてください。

4点目、熊本市においても、高齢者宅への自動録音電話機の普及及び購入費用の助成が必要ではないかと考えますが、大西市長の御見解を教えてください。

以上、4点につきまして、1点目から3点目を文化市民局長に、4点目を大西市長にお尋ねします。

〔横田健一文化市民局長 登壇〕

○横田健一文化市民局長 私からは、高齢者宅への自動録音電話機普及の補助に関する3つのお尋ねについてお答えいたします。

まず、詐欺被害の現状でございますが、電話でお金詐欺は、年々手口が多様化、巧妙化しており、本市における令和3年の被害認知件数は40件、被害総額は約9,500万円に上り、被害者の約8割が65歳以上の高齢者となっています。さらに、本年1月から6月の上半期では昨年を大きく上回るペースで被害が拡大しており、既に33件、

8,200万円の被害が発生しております。

特に、市職員を語って介護保険料の還付金名目などでATMを操作させ、送金させる還付金詐欺や、警察官を名のる人物が訪問し、キャッシュカードや通帳をだまし取って現金を引き出すキャッシュカード詐欺などが横行しており、本市消費者センターにも複数の相談が寄せられているところでございます。

次に、自動録音機につきましては、電話でお金詐欺を防止するため、電話機の呼び出し音が鳴る前に、電話をかけてきた相手に、「この電話は振り込め詐欺等の犯罪防止のため、会話の内容が自動的に録音されます」と通話内容を録音する旨の警告メッセージが自動で流れ、その後の通話内容を録音する機器でございます。これにより、詐欺の犯人等が通話を録音されていることを恐れ、電話を切るといった抑止効果が期待されており、熊本県警において貸し出された録音機を設置した世帯では被害が1件も発生しておらず、大変効果が高いと考えております。

次に、他都市の導入状況でございますが、自動録音電話機の貸出し、もしくは購入費用補助については、本市を除く19指定都市中13市で実施しており、その内訳は、機器の貸出し制度が7市、補助制度が6市となっており、多くの都市が補助の条件を被害者の大多数を占める65歳以上の高齢者としている状況となっております。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 本市では、電話でお金詐欺被害の未然防止のため、地域における高齢者や障がい者の見守りを行う消費生活地域見守りサポーターの育成や地域包括支援センターへの情報提供、市政だよりや熊本市ホームページ、出前講座による市民の皆様への注意喚起など、対策を行っているところでございます。

議員お尋ねの自動録音電話機購入費の助成につきましては、ただいま担当局長が答弁いたしましたとおり、電話でお金詐欺被害が増加している中、自動録音電話機が詐欺被害防止に非常に効果的であるということを認識しているところでございます。

特に、65歳以上の高齢者が被害者の大多数を占める状況でありますため、高齢者の安全で安心な生活環境を守るためには、さらなる対策の強化を行う必要があると考えておまして、自動録音電話機の導入に向け、購入費の助成も含め、具体的に検討するよう指示をいたしました。

〔17番 高瀬千鶴子議員 登壇〕

○高瀬千鶴子議員 御答弁ありがとうございました。

詐欺被害の状況は、本年上半期では既に33件、約8,200万円の被害が発生しており、昨年を大きく上回るペースで被害が拡大しているとのことでした。

熊本県警が行っている通話録音機の貸出し制度においては、録音機を設置した世帯での被害は1件も発生しておらず、大変効果が高いとのことでした。他都市においても、政令指定都市中13市で、自動録音電話機等の貸出し、もしくは購入費用の補助を行っているとのことでした。

大西市長からは、導入に向けてしっかり取り組んでくださるとのうれしい御答弁を

いただきました。大変ありがとうございます。電話でお金詐欺など、高齢者を狙った詐欺被害が1日も早くなくなるよう、積極的な取組をお願いいたします。

続きまして、2点目は、高齢者の免許返納後のサービスについて要望いたします。

近年、高齢ドライバーの重大事故の発生や免許返納の問題が取り上げられることが多くなりました。自家用車を移動の足としていた人にとっては、運転免許を返納することで動ける範囲が一気に狭まってしまいます。また、運転免許を返納する影響は、移動手段が減って交通弱者になるリスクが高まるほか、運転していることに生きがいと誇りを持っている方がいて、心理的なマイナス面、認知機能や身体機能の低下が一層進むことが心配されます。何よりも大事なのは、高齢者の方が、免許返納後も安心して移動できる手段を確保してあげることだと思います。

少し前にはなりますが、市民の方から、免許返納をしたのは仕方ないけれども、運賃割引をしてくれるタクシー会社が近所になく、せっかくの特典があっても利用できないとのお声がありました。病院や買物に行くにも車が便利であったため、家族に説得されるぎりぎりまで車を手放せなかったというこの御夫婦は、近所のタクシーを利用した際に、初めて特典割引を行っているタクシー会社と、そうでないタクシー会社があることに気がついたと言われました。

調べてみると、熊本市では、65歳以上の運転免許を自主返納された方及び運転免許を失効された方を対象に、電車やバスを利用される際に運賃割引を受けられる制度があります。乗り継ぎなしなどで移動する際にはバスや電車は大変便利であると思えますし、足腰が元気なうちは、健康増進の面でもバスや電車を利用することが望ましいと思えますが、バスの乗り降りに時間がかかる、膝が痛くて上れないなど、バスや電車を利用しづらくなった方は、やはりタクシー利用となります。

運転免許を返納された方へ運賃割引の特典を行っているタクシー会社に関しては、県が管轄しているところではありますが、熊本市では、この特典に協力して下さっているタクシー会社は、東区に1社、南区に1社、西区に1社の合計3社であります。タクシー会社頼みではなく、市や町が独自でタクシー回数券などを交付している地域もあります。今後、熊本市としても、免許返納者の方が安心してタクシー利用ができるよう、県や県警などとも連携、協議を重ねていただき、ぜひとも利便性向上に向け取り組んでいただきますよう、要望いたします。

以上をもちまして、今回準備しました質問は終わりました。真摯に御答弁いただきました大西市長をはじめ、執行部の皆様に感謝をいたします。

また、真摯にお聞きいただいた先輩、同僚議員の皆様、そして平日の午後という大変にお忙しい中、傍聴においでいただいた皆様、インターネット中継にて御覧いただいた皆様に心より感謝を申し上げます。これからも一人でも多くの市民の皆様のお役に立てるよう努力していくことをお誓いし、私の質問を終わります。本当にありがとうございました。（拍手）

○原亨議長 本日の日程は、これをもって終了いたしました。
次会は、明9日（金曜日）定刻に開きます。

○原亨議長 では、本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時56分 散会

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和4年9月8日

出席議員 48名

1番	原 亨	2番	園 川 良 二
3番	山 本 浩 之	4番	北 川 哉
5番	古 川 智 子	6番	島 津 哲 也
7番	吉 田 健 一	8番	伊 藤 和 仁
9番	平 江 透	10番	荒 川 慎太郎
11番	齊 藤 博	12番	田 島 幸 治
13番	日 隈 忍	14番	吉 村 健 治
15番	山 内 勝 志	16番	緒 方 夕 佳
17番	高 瀬 千鶴子	18番	三 森 至 加
19番	大 嶋 澄 雄	20番	光 永 邦 保
21番	高 本 一 臣	22番	福 永 洋 一
23番	西 岡 誠 也	24番	田 上 辰 也
25番	浜 田 大 介	26番	井 本 正 広
27番	藤 永 弘	28番	原 口 亮 志
29番	田 中 敦 朗	30番	紫 垣 正 仁
31番	小佐井 賀瑞宜	32番	寺 本 義 勝
33番	大 石 浩 文	34番	村 上 博
35番	上 田 芳 裕	36番	那 須 円
37番	澤 田 昌 作	38番	田 尻 善 裕
39番	満 永 寿 博	40番	田 中 誠 一
41番	津 田 征士郎	43番	藤 山 英 美
44番	落 水 清 弘	45番	倉 重 徹
46番	三 島 良 之	47番	坂 田 誠 二
48番	白河部 貞 志	49番	上 野 美恵子

説明のため出席した者

市 長	大 西 一 史	副 市 長	中垣内 隆 久
政 策 局 長	田 中 俊 実	総 務 局 長	宮 崎 裕 章
財 政 局 長	三 島 健 一	文化市民局長	横 田 健 一
健康福祉局長	津 田 善 幸	環 境 局 長	早 野 貴 志
経済観光局長	田 上 聖 子	農 水 局 長	大 塚 裕 一
都市建設局長	井 芹 和 哉	消 防 局 長	福 田 和 幸
交通事業管理者	古 庄 修 治	上下水道事業 管 理 者	田 中 陽 礼
教 育 長	遠 藤 洋 路	中 央 区 長	岡 村 公 輝
東 区 長	本 田 昌 浩	西 区 長	河 本 英 典
南 区 長	江 幸 博	北 区 長	小 崎 昭 也
病院事業管理者	水 田 博 志	選挙管理委員会 委 員 長	森 田 惟 信
選挙管理委員会 事 務 局 長	中 川 和 徳	農業委員会会長	福 ★ 幸 一
人 事 委 員 会 委 員 長	内 田 光 也		

職務のため出席した議会局職員

局 長	富 永 健 之	次 長	潮 永 誠
議 事 課 長	池 福 史 弘	政策調査課長	上 野 公 一